

## 特定証券情報

【表紙】	特定証券情報
【公表書類】	2021年9月2日
【公表日】	株式会社五健堂
【発行者の名称】	GOKENDO CO., Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 蓮尾 拓也
【本店の所在の場所】	京都府京都市伏見区横大路菅本2番地58
【電話番号】	(075) 612-6688 (代)
【事務連絡者氏名】	専務取締役 小林 一彦
【担当 J-Adviser の名称】	宝印刷株式会社
【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堆 誠一郎
【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当 J-Adviser の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	<a href="https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/">https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/</a>
【電話番号】	03-3971-3392
【有価証券の種類】	普通株式
【有価証券の発行価額又は売付け価額の総額】	発行価額の総額 株主割当によらない特定投資家向け取得勧誘 911,800,000円 以内
	(注) 発行価額の総額は公表日現在における見込額であります。
【取引所金融商品市場等に関する事項】	当社は、当社普通株式を2021年10月8日にTOKYO PRO Marketへ上場する予定です。 当社は、上場の際には、「第一部【証券情報】」の「第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】」に記載の特定投資家向け取得勧誘を行う予定です。 なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 該当事項はありません。
【安定操作に関する事項】	株式会社五健堂
【公表されるホームページのアドレス】	<a href="https://www.gokendo.co.jp/">https://www.gokendo.co.jp/</a> 株式会社東京証券取引所 <a href="https://www.jpx.co.jp/">https://www.jpx.co.jp/</a>
【投資者に対する注意事項】	
1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、特定証券情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第二部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。	
2 特定証券情報を公表した発行者のその公表の時にける役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、特定証券情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する	

る情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4 東京証券取引所は、特定証券情報の内容（特定証券情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【証券情報】

### 第1【特定投資家向け取得勧誘の要項】

#### 1【新規発行株式】

記名・無記名の別、 額面・無額面の別及び種類	発行数	内容
普通株式	235,000株以内 (注) 2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株となっております。

- (注) 1. 2021年9月2日開催の取締役会決議によっております。  
 2. 発行数については当該発行数を上限とし、実際に2021年9月29日から2021年10月1日までを予定する普通株式の申込期間において、申込のあった株式数が発行されます。  
 3. 当社は2021年8月27日開催の取締役会において、当社の発行する株式を下記振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。  
 名称 株式会社証券保管振替機構  
 住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【特定投資家向け取得勧誘の方法及び条件】

##### (1)【特定投資家向け取得勧誘の方法】

2021年9月28日に決定される予定の発行価格にて、特定投資家向け取得勧誘（以下「本取得勧誘」という。）を行います。なお、本取得勧誘は、日本証券業協会の有価証券の引受け等に関する規則第25条の規定に定めるブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格を決定する方法をいう。）に準拠し、決定する価格で行います。ブックビルディング方式に準拠した発行価格の決定方法の実施にあたっては藍澤証券株式会社をブックランナーに指定し、需要申告の受け入れ等を行う予定です。

形態	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当による 特定投資家向け取得勧誘	—	—	—
株主割当によらない 特定投資家向け取得勧誘	235,000	911,800,000	455,900,000
計（総発行株式）	235,000	911,800,000	455,900,000

##### (2)【特定投資家向け取得勧誘の条件】

発行価格 （円）	発行価額 （円）	資本組入額 （円）	申込株数単位 （株）	申込期間	払込期日
未定 (注) 2	未定 (注) 3	未定 (注) 4	100	自 2021年9月29日 至 2021年10月1日	2021年10月6日

- (注) 1. 上記の各金額の意味は、以下のとおりであります。  
 「発行価格」：本取得勧誘に対する申込みの際に投資家が当社に対して支払う1株当たりの金額  
 「発行価額」：会社法上の1株当たりの払込金額  
 「資本組入額」：1株当たりの増加する資本金の額  
 2. 発行価格は、ブックビルディング方式に準拠して決定いたします。発行価格は、2021年9月17日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスクその他を総合的に勘案した上で、2021年9月28日に決定する予定であります。また当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される特定投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。  
 3. 発行価額は、2021年9月17日開催の取締役会において決定する予定であります。なお、発行価格が会社法上の払込金額である発行価額を下回る場合は、本取得勧誘を中止いたします。

4. 資本組入額について、当社は、2021年9月2日開催の取締役会において、2021年9月28日に決定される予定の発行価格を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 申込みに先立ち、2021年9月21日から2021年9月24日までの間でブックランナーである藍澤證券株式会社に対して、仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更または撤回することが可能です。取得勧誘に当たりましては、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家向けに取得勧誘が行われることがあります。なお、発行数の上限を上回る応募があった場合にはブックランナーである藍澤證券株式会社の定める配分の基本方針及び社内規則等に準拠し、配分を行う方針であります。配分の基本方針については同社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
6. 本取得勧誘の申込みは申込期間内に後記申込取扱場所へ申込に係る書類を提出することとし、2021年10月6日までに申込株数に基づく払込金額を後記払込取扱場所に記載の当社指定の銀行口座へお振込みいただきます。
7. 株式受渡期日は、2021年10月8日（以下「上場日」という。）の予定であります。本取得勧誘に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

**(3) 【申込取扱場所】**

申込取扱場所	所在地
株式会社五健堂	京都府京都市伏見区菅本2番地58

**(4) 【払込取扱場所】**

店名	所在地
京都信用金庫 伏見支店	京都府京都市伏見区西大手町322番地の3

**3 【株式の引受け】**

本取得勧誘において、株式の引受けは実施いたしません。

**4 【新規発行新株予約権証券】**

**(1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】**

該当事項はありません。

**(2) 【新株予約権の内容等】**

該当事項はありません。

**(3) 【新株予約権証券の引受け】**

該当事項はありません。

**5 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券】**

**(1) 【特定投資家向け取得勧誘の条件】**

該当事項はありません。

**(2) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の内容等】**

該当事項はありません。

**(3) 【新規発行預託証券及び新規発行有価証券信託受益証券の引受け】**

該当事項はありません。

## 6 【新規発行等の理由及び新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行等による手取金の額】

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
911,800,000	10,000,000	901,800,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、新規発行に際して当社に払い込まれる発行価格の総額であり、特定証券情報提出時における想定公開価格 (3,880 円) を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税 (以下「消費税等」という。) は含まれておりません。
3. 株式の引受けは実施しないことから引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

### (2) 【新規発行等の理由及び手取金の使途】

新規発行等の手取金である差引手取概算額901,800千円は、既存事業の新規設備の購入等に充当する予定であります。

手取金の使途と支払予定の時期につきましては、下記のとおりです。

(単位：千円)

項目	予定金額	支払予定
設備投資資金	901,800	2021年12月期～2023年12月期
計	901,800	

- (注) 設備投資資金は、既存事業の土地購入、新規物流センターの建築等に充当する予定であります。なお、投資につきましては、現時点において具体的な内容、金額及び充当期が決定していないため、実際の充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

## 第2 【特定投資家向け売付け勧誘等の要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

### 1. TOKYO PRO Marketへの上場について

当社は、前記「第1 【特定投資家向け取得勧誘の要項】」における当社普通株式について、宝印刷株式会社を担当J-Adviserに指定し、2021年10月8日にTOKYO PRO Marketへの上場を予定しております。

### 2. ロックアップについて

本取得勧誘に関連して、株式会社HFGは担当J-Adviserの事前の書面による同意なしには、上場 (売買開始) 日 (当日を含む。) 後180日目の2022年4月5日までの期間 (「ロックアップ期間」という) 中、当社普通株式等の譲渡又は処分等 (ただし、経営の著しい不振 (個人の場合には資産状況の悪化) 等その他社会通念上やむを得ないと認められる場合における譲渡又は処分等を除く) を行わない旨を約束する書面を差し入れております。

## 第二部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第29期	第30期	第31期
決算年月		2019年3月	2020年3月	2020年12月
売上高	(千円)	6,329,761	6,562,490	5,577,929
経常利益	(千円)	315,299	334,466	435,881
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	230,311	127,401	254,409
包括利益	(千円)	212,656	97,441	286,004
純資産額	(千円)	983,707	1,081,149	1,367,153
総資産額	(千円)	7,080,990	7,624,420	7,571,810
1株当たり純資産額	(円)	928.03	1,019.95	1,289.77
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	—	—	—
1株当たり当期純利益金額	(円)	217.27	120.19	240.01
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	13.9	14.2	18.1
自己資本利益率	(%)	25.5	12.3	20.8
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	628,514	802,048	505,106
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△117,202	△942,376	11,630
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△660,847	261,973	△336,250
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	812,639	934,284	1,114,770
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	477 (495)	522 (510)	546 (577)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第29期及び第30期は潜在株式が存在しないため、第31期は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

5. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を( )内に外数で記載しております。

6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、第31期(2020年4月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表についてPwC京都監査法人の監査を受けておりますが、第29期及び第30期の連結財務諸表については当該監査を受けておりません。

7. 2020年9月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割を行いました。第29期の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
8. 2020年9月30日開催の臨時株主総会決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。従って第31期は2020年4月1日から2020年12月31日までの9か月間となっております。

## 参考情報

当社は、第31期より12月決算に変更しておりますので、12月決算として仮決算を行った連結財務諸表の主要な経営指標等の推移を以下に記載しております。

回次		第29期 (仮)	第30期 (仮)	第31期 (仮)
決算年月		2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高	(千円)	6,441,763	6,550,799	6,651,976
経常利益	(千円)	354,051	284,958	428,242
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	204,064	145,987	224,747
包括利益	(千円)	169,473	174,773	214,533
純資産額	(千円)	977,846	1,152,620	1,367,153
総資産額	(千円)	7,335,306	7,960,265	7,571,810
1株当たり純資産額	(円)	922.50	1,087.38	1,289.77
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	—	—	—
1株当たり当期純利益金額	(円)	192.51	137.72	212.03
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	13.3	14.5	18.1
自己資本利益率	(%)	—	13.7	17.8
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(名)	471 (493)	514 (504)	546 (551)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第29期(仮)及び第30期(仮)は潜在株式が存在しないため、第31期(仮)は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
5. 第29期、第30期、第31期の仮決算のキャッシュ・フローについては、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため記載しておりません。
6. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は平均人員を( )内に外数で記載しております。
7. 第29期、第30期、第31期の仮決算の数値については、監査法人の監査を受けておりません。

## 2 【沿革】

1989年、当社代表取締役 蓮尾拓也が23歳の時に個人事業主として赤帽軽貨物事業を始めました。『五つの健康』（体の健康、仕事の健康、お金の健康、家族の健康、心の健康）を高めるという想いを社名に込め、1990年に『有限会社五健堂』を設立いたしました。1995年には『株式会社五健堂』に組織変更し、その後も事業拡大の結果、1998年に創業10年で売上10億円を達成しました。それ以降も食品物流事業に特化し、2016年よりM&Aの取り組みも行い、事業の基盤を強化し、より強い組織体制をつくり上げ今後も社会インフラとして物流を支え続け、必要とされ続ける企業を目指します。

当社設立以降に係る経緯は以下のとおりであります。

年月	沿革
1990年4月	(有)五健堂を設立 資本金200万円
1993年11月	軽貨物自動車運送事業 認可(法人)
1995年5月	一般貨物自動車運送事業 認可
1995年8月	資本金を2,650万円に増資
1995年11月	(株)五健堂に組織変更
1995年11月	京滋バズウェア販売(株)を設立
2004年4月	京滋バズウェア販売(株)を(株)元気支援システムに商号変更
2004年7月	(有)ファイブメンターを設立
2005年6月	(有)トラックレンタル整備を設立
2006年2月	(株)五健堂引越サービスを設立
2006年3月	(有)ファイブメンターを(株)五健堂食品物流に商号変更
2006年9月	(株)PRIDE(現連結子会社)を設立
2012年1月	(株)ファイブ&アイを設立
2013年7月	(株)五健堂引越サービスを(株)MOVING(現連結子会社)に商号変更
2013年7月	(株)五健堂食品物流を(株)BRIDGE(現連結子会社)に商号変更
2016年1月	(株)古川運輸(現連結子会社)の株式を100%取得
2016年6月	(株)ムゲンの株式を100%取得
2017年5月	(有)S・C・Sの株式を100%取得
2018年1月	(株)ファイブ&アイと(有)S・C・Sが合併し、(株)F&S(現連結子会社)に商号変更
2019年1月	(株)MOVINGの引越事業部閉鎖
2019年2月	(株)五健堂が(株)元気支援システムを吸収合併
2019年3月	(株)五健堂が(有)トラックレンタル整備を吸収合併
2019年6月	(株)BRIDGEが(株)ムゲンを吸収合併
2019年7月	(株)ウィングスマルコー(現連結子会社)の株式を100%取得

### 3 【事業の内容】

当社グループは、主に食品物流を中心として、倉庫等（倉庫、製造工場、事務所）の賃貸、荷物のピッキング、配送を一貫して行う総合物流事業を主たる事業として取り組んでいます。製造工場を配送拠点に置くことによって、工場から配送拠点までの運搬（いわゆる横持配送）をなくすことや、複数社による共同配送を実現することによって、トータル物流費の削減を行い、当社グループ及び顧客の企業価値の増加に努めております。

さらに、拠点周辺にプラットフォームとしてのサービス施設を展開することによって、当社グループ及び顧客並びに地域住民の便利さを図り、地域の活性化により拠点周辺の価値を高めることによって、当社グループ及び顧客の企業価値増加を行ってまいります。

当社グループは、当社、連結子会社6社（株）BRIDGE、（株）MOVING、（株）PRIDE、（株）古川運輸、（株）ウィングスマルコー、（株）F&S）により構成されております。

当社及び関係会社の事業における当社及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次の通りであります。なお、以下に示す区分は、セグメントと同一の区分であります。

#### 【総合物流マネジメント事業】

各連結子会社（株）BRIDGE、（株）MOVING、（株）PRIDE、（株）古川運輸、（株）ウィングスマルコー、（株）F&S）への経営指導、各連結子会社の人材採用、食品物流事業の顧客窓口対応等を行っております。また自社所有物流センター内の倉庫や事務所、駐車場を物流部門の顧客や取引業者向けに賃貸する等、不動産管理の役割も担っております。

#### 【ロジスティクス事業】

主たる事業として、食品物流事業及びメール便事業を展開しております。食品物流事業では、顧客のニーズに応えるため24時間365日稼働し、全温度帯（冷凍・冷蔵・定温・常温）に対応しております。元々は配送業務中心に事業を行っていましたが、自社物流センターを構えたことで倉庫業も行うようになりました。また3PL<sup>※</sup>の概念を取り入れ、総合物流事業として事業展開しております。

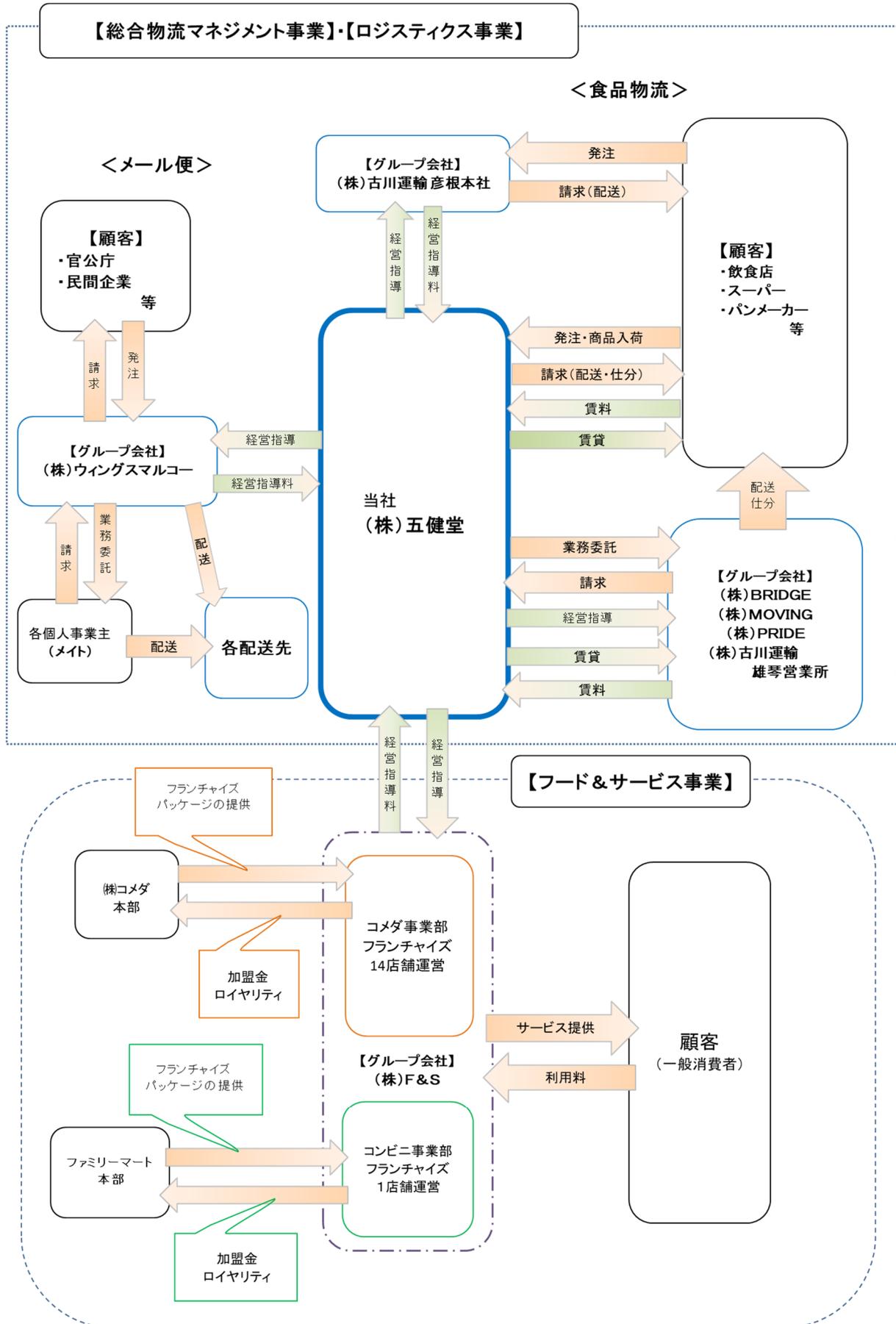
メール便事業では、封書や一部小荷物を京都府内全域に配達しております。顧客は京都府や京都市等の官公庁が中心です。担当社員が役所や企業からまとまった封書や一部小荷物を集荷し、自社倉庫に持ち帰ります。その後、エリア別に配達を受け持つ外注作業員に私製はがきや封筒を届け、配達業務を委託しております。

※ 3PL（サードパーティ・ロジスティクス）事業とは、荷主に対して、物流改革を提案し、包括して物流業務を受託する事業をいいます。

#### 【フード&サービス事業】

主たる事業として、コメダ珈琲店のフランチャイズ店を14店舗展開しております。店舗展開エリアは京都府（4店舗）、滋賀県（1店舗）、奈良県（5店舗）、三重県（4店舗）です。また福利厚生の一環として、本社前にファミリーマートを1店舗運営しております。

事業の系統図は、次の通りであります。



#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所有 割合又は被所 有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) (株) BRIDGE (注) 2	京都市伏見区	10,000	ロジスティクス事業	100.0	運送業務の受託、従業員の出向の受入れ、役員の兼任、経営指導
(株) MOVING (注) 2	京都市伏見区	10,000	ロジスティクス事業	100.0	運送業務の受託、従業員の出向の受入れ、役員の兼任、経営指導、資金の借入
(株) PRIDE (注) 2	京都市伏見区	10,000	ロジスティクス事業	100.0	運送業務の受託、従業員の出向の受入れ、役員の兼任、経営指導
(株) 古川運輸 (注) 2、5	滋賀県彦根市	18,000	ロジスティクス事業	100.0	運送業務の受託、経営指導
(株) ウィングスマル コー (注) 2、5	京都市上京区	20,000	ロジスティクス事業	100.0	役員の兼任、経営指導、資金の貸付
(株) エビスコーポレー ション (注) 2、3	京都府八幡市	3,000	ロジスティクス事業	100.0	役員の兼任
(株) F&S (注) 4、5	京都市伏見区	550	フード&サービス 事業	100.0	役員の兼任、経営指導

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しています。

2. 特定子会社であります。

3. 2021年3月5日に株式譲渡しております。

4. 債務超過会社であり、2020年12月末時点で債務超過額は8,853千円であります。

5. (株)古川運輸、(株)ウィングスマルコー及び(株)F&Sについては売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

#### 主要な損益情報等

(株)古川運輸		(株)ウィングスマルコー		(株)F&S	
①売上高	744,573千円	①売上高	700,144千円	①売上高	1,326,178千円
②経常利益	42,794千円	②経常利益	50,106千円	②経常利益	38,126千円
③当期純利益	29,497千円	③当期純利益	37,676千円	③当期純利益	17,523千円
④純資産額	397,156千円	④純資産額	528,755千円	④純資産額	△8,853千円
⑤総資産額	809,210千円	⑤総資産額	627,872千円	⑤総資産額	1,225,764千円

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2021年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
総合物流マネジメント事業	13(1)
ロジスティクス事業	512(146)
フード&サービス事業	40(405)
合計	565(552)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト)は、最近1年間の平均人員を( )外数で記載しております。

2. グループ外部からの出向はありませんが、グループ間での出向については出向先のセグメントに含めて記載しております。

(2) 発行者の状況

2021年6月30日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
13 (1)	47.6	5.2	4,066

セグメントの名称	従業員数 (名)
総合物流マネジメント事業	13 (1)
ロジスティクス事業	— (—)
フード&サービス事業	— (—)
合計	13 (1)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、当社よりグループ子会社へ出向している人員は含んでおらず、臨時雇用者数（パートタイマー）は、年間平均雇用人員を外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下、「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度は2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月間決算となっております。このため前連結会計年度との比較は記載しておりません。

#### (1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は新型コロナウイルスの流行拡大を受け、企業は在宅勤務、個人では外出自粛が要請され、自宅にいたることが多くなったため、家での消費、いわゆる巣ごもり需要が増加いたしました。そのことによりスーパーマーケット関連の物量は大幅に増加しましたが、その反面飲食関係の物量は大幅に減少し、閉店を余儀なくされる企業も出てくる状況となりました。

当社は、主に温度管理を必要とする食品に特化した物流センター運営及び食品輸送を中心とした3PLを展開している総物流マネジメント事業と、物流全般を請負うロジスティクス事業、飲食店を展開するフード&サービス事業を柱としております。異なる業態で事業を展開していることにより、2020年4月に発令された緊急事態宣言下においても、比較的安定した売上を確保することができました。

食品の物流の中でもスーパーマーケット関連の物流及び小売店へパンの共同配送の物流で売上高の約7割を占めているため、売上高全体としては安定的に推移いたしました。しかし、フード&サービス事業で展開しているコマダ珈琲店は時短営業等の影響を受け、減収を余儀なくされる状況となりました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における経営成績は、売上高5,577,929千円、営業利益319,679千円、経常利益435,881千円、親会社株主に帰属する当期純利益254,409千円となりました。

セグメント別の業績は以下のとおりであります。

##### ① 総物流マネジメント事業

設備面では、2020年3月に完成した福知山総物流センター増設棟、同年8月に第6総物流センターも完成し、新規の顧客を獲得して順調に稼働しております。2020年6月にテナント入居顧客の都合により第2物流センターのテナント施設（倉庫・事務所等）の退去がありましたが、代替の顧客について半年前より営業を行なうことにより7月には新規顧客が決定し、安定した売上を確保することができました。

利益面につきましては、第1物流センターが建設より10年以上が経過したことにより、施設修繕費が増加しましたが、その他の費用項目は抑制されました。以上により、セグメント売上高は370,812千円、セグメント利益は110,436千円となりました。

##### ② ロジスティクス事業

コロナ禍により、スーパーマーケット関連の物流は緊急事態宣言発令以降、増収傾向となりました。しかしながら、外食産業の物流におきましては時短営業、休業要請の影響を受けて減便や運休を余儀なくされ減収となりました。また、メール便事業に関しましてもイベント等の告知物がコロナ禍により減少したため、配送及び付帯作業である封入作業等の受託も減少し、減収となりました。

利益面については、自社で人材が確保できたことによる人材派遣のコスト削減、燃料価格の下落及び業務内容見直しの一環として配送ルートや混載内容の見直しに力を入れた結果、ロジスティクス事業におけるセグメント売上高は3,916,510千円、セグメント利益は238,415千円となりました。

##### ③ フード&サービス事業

当社は京都府、滋賀県、奈良県、三重県でコマダ珈琲店14店舗を運営しており、2020年3月にコマダ珈琲店の新店舗（京都府・木津川城山台店）を開店しましたが、同年4月、5月は緊急事態宣言により時短営業となり、売上高は前年比約60%と厳しい状況となりました。しかし、郊外型店舗である点、アルコール提供がない点及びソーシャルディスタンスが確保され

ている店内レイアウトのため、売上高は7月以降、回復に転じ7月は前年比約93%となり、8月から11月までは前年比約98%と好調に推移いたしました。新型コロナウイルス第3波が本格化してきた12月は前年比約88%となりました。フード&サービス事業におけるセグメント売上高は1,290,605千円、セグメント損失は26,389千円となりました。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローは、営業活動によるキャッシュ・フローが505,106千円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが11,630千円の収入、財務活動によるキャッシュ・フローが336,250千円の支出となり、この結果、当連結会計年度の現金及び現金同等物（以下「資金」という）期末残高は、期首より180,486千円増加し、1,114,770千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において営業活動の結果得られた資金は505,106千円であります。これは主に、税金等調整前当期純利益409,268千円、減価償却費287,195千円、売上債権の増加83,218千円、預け金の増加122,720千円等によるものであります。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において投資活動の結果得られた資金は11,630千円であります。これは主に、投資有価証券の取得による支出252,790千円、投資有価証券の売却による収入295,339千円、有形固定資産の取得による支出290,917千円、有形固定資産の売却による収入183,353千円等によるものであります。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果使用した資金は336,250千円であります。これは主に、短期・長期借入れによる収入750,000千円、長期借入金の返済による支出999,166千円等によるものであります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当社グループはサービスを提供しており、該当事項はありません。

### (2) 受注状況

当社グループはサービスを提供しており、該当事項はありません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高 (千円)	前年同期比 (%)
総合物流マネジメント事業	370,812	—
ロジスティクス事業	3,916,510	—
フード&サービス事業	1,290,605	—
合計 (千円)	5,577,929	—

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 当連結会計年度は決算期変更をしております。このため、前年同期比は記載しておりません。

3. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高 (千円)	割合 (%)	販売高 (千円)	割合 (%)
株式会社ハートフレンド	742,730	11.3	573,026	10.3

4. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### 3 【対処すべき課題】

当社グループは、今後の継続的な企業成長のために、以下の課題に取り組む必要があると考えております。

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社グループは、

- 一. お客様大満足
- 一. 仕入先様大満足
- 一. 社員大満足
- 一. 会社大満足
- 一. 社会大満足

を経営理念に掲げ、時代や経営環境の変化に、柔軟性・機敏性を持ち合わせた、強い企業を創造し続けることを経営基本方針としております。生活に欠くことのできない食品の物流の一端を担うことで社会に貢献してまいります。今後も持続的な成長をし、社会に必要とされる安定した企業を目指してまいります。

#### (2) 当面の対処すべき課題の内容

当社を取り巻く経営環境は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大を受け、国内外における政治・経済情勢への懸念が払拭されておらず、今後も先行き不透明な状況が続くものと思われまます。また、少子高齢化による労働人口の減少も大きな課題になっております。

このような状況のもと、当社といたしましては、経営資源の集中による効率化と更なるコスト削減を図り、顧客のあらゆるご要望にお応えできるよう、業務改革や社員一人ひとりの意識・行動変革に取り組んでまいります。また、人材及び稼働車両不足等の問題の解決に努めるとともに、グループの採用活動の強化を継続し、業容拡大に対処できる人材の確保を図ってまいります。

対処すべき課題と施策は、以下のとおりとなります。

#### ① 営業体制の強化

##### i. 総合物流マネジメント事業

物流センター運営をしておりますが、今後も成長を続けるために新センターの建設が不可欠だと考えております。しかし、建設するための土地の確保については課題であると認識しております。地元業者や金融機関から情報収集を定期的に行って、タイミングを逃すことなく、また同時に、ロジスティクス事業の売上拡大に繋がる営業活動を行ってまいります。

企業の物流機能を包括的に受託する3PL事業では、業種・業態、商品別に物流機能の整備を進めるとともに顧客の規模に見合った物流施設の検討、機械化を進めローコストオペレーション体制を確立し、競争力強化に努めてまいります。

顧客の事業展開のスピードや顧客の業態変更等（スーパー事業の新業態の展開や、飲食業の取り扱い食材の変更等）、今後起こりうる事案に対しても柔軟に対応できる基盤構築が課題であると認識しております。

##### ii. ロジスティクス事業

ロジスティクス事業については、新型コロナウイルス感染症の影響として、外食産業、輸出用食品の配送などが減便を余儀なくされております。また、メール便事業においては、デジタル化が進む中、紙媒体の郵送物は顕著に減少すると予測しております。大幅な売上拡大は難しいですが、効率化を図り、収益の確保に努めます。共同配送等の既存の業態の拡大は必須となりますが、食品やメール便等の事業と異なる業態での拡大も視野に入れております。新規顧客を獲得するため、食品物流・メール便事業を主とし

て他のジャンルである薬品関係等も視野に入れながら、顧客に密着した営業活動を展開し、いち早く顧客のニーズを収集し、ニーズに見合う物流及び倉庫の改善提案を行うことで、新規顧客の開拓及び既存顧客の業務シェア拡大に努めてまいります。

### iii. フード&サービス事業

新規店舗出店の話もありますが、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況において、慎重に判断をしていきます。また、既存店舗においては、スタッフのサービス向上、全店舗での宅配サービスの導入、客単価の増加に努めてまいります。

## ② 人材採用と定着

当社グループでは、人材が重要な経営資源であると考えており、事業の持続的な成長のためには人材採用と定着が重要な課題であると認識しております。特にロジスティクス事業、フード&サービス事業のセグメントは労働集約型のビジネス形態であるため、人材採用と定着については、最も力を入れて取り組まなければならない課題であります。

現在、人材採用については採用計画に基づきKPIを設定し、月次で結果の検証を行っております。また費用対効果等も検証し、随時採用媒体の選定を行っております。人材定着については、人事評価制度の見直し、作業マニュアルの作成、社内研修の実施等で定着率を向上させていく方針であります。

## ③ 内部管理体制の強化

当社グループは、今後継続的な成長を実現できる企業体質を確立していく必要があります。そのためにはリスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しております。

管理部門の採用については、経理と人事の人員補強を行いました。またシステム導入については、労務管理強化のため、新しい人事システムを導入予定であります。管理部門の採用を行い、適正な人員体制にしております。また業務の効率化を図っていくため、既存システムの見直しやRPA<sup>\*</sup>の導入等を進めていく方針であります。

※RPAとは、これまで人間にしか遂行できないと思われていた業務をロボットが行うことで、業務工数及び人件費の削減、作業効率の向上をもたらす注目の新技術です。

## ④ 働き方改革について

当社グループが属している運輸業界、飲食業界は労務問題が多い業界であります。特に運輸業界では免許制度改正によって普通免許ではトラックの運転ができなくなり、また若年層の運転免許保有率も減少していることで、ますますドライバーの人員不足が顕著になっております。業界の中で今後生き残りを図っていくためにも、働き方改革を推進して働きやすい環境を作っていくことが重要な課題であると認識しております。

全社員を対象とした働き方改革アンケートを実施し、各従業員の働き方の希望を確認いたしました。管理職は各従業員が選択した働き方のタイプに基づき労務管理を行っております。また実際の労務時間については、部署毎の月次データを抽出して管理しております。部署全体の労働時間推移や、個別の労務時間も確認できるようにしており、長時間残業が多い従業員に対しては個人面談等を行った上で残業時間を削減しております。

全社員に対して、働き方を選択してもらえるようにしていく方針であります。具体的には、働き方を休み重視型、バランス型、給与重視型の3タイプに分類し、それぞれの希望に沿って働いてもらえる体制を作っております。また労務時間につきましては、労務時間管理を徹底し、法令順守の上、長時間残業等をなくしていく方針であります。

#### 4 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開に関して、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクは以下の通りであります。

なお、必ずしも事業上のリスク要因と考えていない事項につきましても、投資者の判断上重要であると考えられる事項につきましては、投資者に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。文中の将来に関する事項は、特定証券情報の公表日現在において当社が判断したものであり、また、当社の事業上のリスクを全て網羅するものではありません。

##### (1) 貨物自動車運送事業法等について

当社グループには、貨物自動車運送事業法を始めとする各種法令による規制を受けており、各事業にかかる主要な許認可等は以下のとおりであります。これらの法律では、事業経営者に対する許可、事業許可の基準、禁止行為、運送約款の作成と許可、過労運転防止を中心とする輸送の安全、事業用自動車の運行と安全確保のための運行管理者選任と資格試験、監督官庁の事業改善命令、さらに名義利用の禁止・事業譲渡及び譲受け並びに事業休止廃止などの許認可等が細目に渡り規定されており、貨物利用運送事業法第16条及び貨物自動車運送事業法第33条には、許認可の取消事由が定められています。

現時点において、当社グループはこれらの許認可の取消事由に該当する事実はないと認識しております。当社グループの主要な事業活動の継続には、第一種貨物利用運送事業許可と一般貨物自動車事業許可が必要ですが、今後、法令違反等によりこれらの許認可が剥奪された場合には、主たる事業の一部あるいは全部を行うことができず、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があります。また、今後、貨物利用運送事業法や貨物自動車運送事業法の内容変更等が行われた場合には、新たなコストが発生し、同じく当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

##### 【ロジスティクス事業にかかる主な許認可等】

許認可事業	法律名	監督官庁	有効期限	主な許認可取消事由
一般貨物運送事業	貨物自動車運送事業法	国土交通省	なし	同法第33条
第一種貨物利用運送	貨物利用運送事業法	国土交通省	なし	同法第16条
倉庫業	倉庫業法	国土交通省	なし	同法第21条

##### (2) 食品衛生法等について

当社グループのうち、飲食店の店舗は、飲食に起因する衛生上の危害の発生防止及び公衆衛生の向上並びに増進に寄与することを目的とした食品衛生法の規制を受けております。当社グループは、定期的に検査を実施するなど衛生面には万全を期しておりますが、万一食中毒事故や重大な衛生問題が発生した場合は、営業許可の取消し、営業の禁止、一定期間の営業停止等を命じられることがあり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

当該事業にかかる許認可は以下のとおりであります。

##### 【フード&サービス事業にかかる主な許認可等】

許認可事業	法律名	監督官庁	有効期限	主な許認可取消事由
飲食店営業	食品衛生法	所管保健所	5年を下らない期間	同法第55条56条
乳類販売業 食肉販売 魚介類販売業	食品衛生法	所管保健所	5年を下らない期間	同法第55条56条

##### (3) 事業用定期借地権設定契約について

当社グループでは、一部で定期借地権契約をした土地に倉庫及び店舗を建設し、自社で使用またテナントに賃貸しております。当社の主要な事業用資産である物流センターに係る定期借地権契約満了時期は、2038年～2046年となっております。契約満了時は、原則として、建物を取り壊し、原状復帰の必要があり、その費用は当社グループの負担となります。該当の資産については資産除去債務を計上しておりますが、解体コストの上昇や状況により追加費用が必要となった場合には、業績に影響を及ぼす可能性があります。また、テナント顧客は退去の必要

があり、家賃収入が無くなり、自社・顧客共に事業の継続をする場合は新たに同等規模の物件を賃借する、もしくは建設の必要があり、次の物件が見つからない場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (4) フランチャイズ契約について

当社グループは、株式会社コメダ、株式会社ファミリーマートと締結したフランチャイズ契約に基づいて、「珈琲所コメダ珈琲店」14店舗、「ファミリーマート」1店舗をフランチャイジーとして展開しております。当該契約においては、類似の事業を展開してはならないこと、ノウハウの漏洩禁止やチェーン組織のブランドイメージを損なわないこと等の加盟店としての義務が定められております。当社グループがこれらに違反した場合には、当該契約の更新が行われない可能性があります、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (5) 重大な事故の発生について

当社グループは、貨物自動車運送事業を営む上で多くの事業用車両を保有し、トラック等の運転業務を行っております。万一重大な車両事故又は貨物事故が発生した場合には、顧客の信頼及び社会的信用が低下するとともに、事業所の営業停止、事業許可の取り消しなどの行政処分を受ける可能性があります。このため、当社グループでは、安全運転の指導等として、本社従業員を対象として春と秋に警察官OBによる交通安全研修、運転手に関しては、自動車整備士による日常点検の指導、出庫前に安全運転の五原則を唱和しております。また、全車両に搭載されているデジタルタコグラフにより、スピード超過、急ブレーキ、急発進についてモニタリングと指導を行い、事故を未然に防ぐ活動を積極的に取り組んでおります。万一重大事故が発生した場合には、警察や消防への連絡はもとより、社内の連絡体制に従って情報共有を行い、現場での対応と国土交通省への報告を遅滞なく行うこととしております。

しかしながら、これらの事象が発生した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 人材・労働力確保について

当社グループでは、人材が重要な経営資源と考えており、人材の採用や定着に向けた取り組みが重要であると認識しております。また、将来的な労働力不足に備え、物流センターの自動化も視野に入れておりますが、技術は日々進化しており、導入のタイミングの見極めも重要となります。今後、計画通りに採用ができなかった場合や、人材が定着せず流失してしまった場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 特定人物への依存について

当社の代表取締役である蓮尾拓也は、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定をはじめ、経営全般において重要な役割を果たしております。当社グループは、人材の採用や育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社グループにおける職務執行が困難となった場合は、当社グループの今後の事業展開や財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 環境に関する規制のリスク

地球温暖化が問題となり、CO<sub>2</sub>排出削減に向けた取り組みが進んでおります。ロジスティクス事業においては多くのトラックを使用しており、物流業界としても脱炭素化、低炭素化の動きは進んでおります。環境規制が強化されるなか、当社グループにおいても、共同配送の拡大、電気自動車の導入、デジタルタコグラフを活用した運転手に対するエコドライブ研修を実施しておりますが、環境規制が当社の想定以上となった場合、規制への対応費用が増加し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (9) 情報セキュリティについて

当社グループの事業活動において、個人情報や顧客情報、その他機密情報を保有する可能性があります。これらの各種情報の取り扱い及び機密情報保持には細心の注意を払っておりま

す。しかしながら、万が一、情報漏洩等の事故が起きた場合には、当社グループの信用に悪影響を与えるリスクがあり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (10) 訴訟について

当社グループは、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提訴されている事実はありません。しかしながら、顧客や消費者からクレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 災害に関するリスク

当社グループは京都府、滋賀県、奈良県、三重県に拠点及び店舗を有しておりますが、これらの地域において、地震や風水害、火災等の災害が発生した場合、店舗の損壊、社会インフラの麻痺等により事業運営に支障をきたし、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (12) 大口取引先の変動について

当社グループでは、物流機能の一括受託（3PL）を主たる事業としているため、特定の取引先に対する依存度が高くなる部分があります。当社グループとしましては、販売先の多様化に努めるとともに、これらの取引先と良好な信頼関係を構築し、安定した成長を目指してまいります。

当社グループでは従来、顧客毎に異なるニーズにきめ細かく対応することにより、差別化を図ってきており、今後も競争力の維持・強化に向けた様々な取り組みを進めてまいります。現時点において、大口取引先との関係は良好に推移しておりますが、予期せぬ事象による取引契約の変更、契約解消等が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (13) 原油価格の変動について

当社グループは、貨物自動車運送事業を行っております。原油価格の高騰に伴い軽油燃料価格が上昇した場合、運送コストの増加は避けられません。このため当社グループでは複数の燃料業者と良好な関係を維持して価格交渉を行っており、軽油燃料における調達コスト低減を実施しておりますが、価格交渉の不調や運送コスト相当分を運賃に転嫁できない場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (14) 新型コロナウイルス感染症の影響について

当社グループのロジスティクス事業は食品に特化した物流です。生活に欠くことのできない食品を取り扱っておりますので、365日運行、構内作業をしております。感染予防対策は実施しておりますが、物流センターには、従業員だけでなく、納品業者や協力会社の従業員等多くの人の出入りもあり、また、当社従業員も様々な店舗等に納品に行きます。従業員の中で感染者が出た場合、人手不足や納品先への立ち入り制限等があれば、役務の提供ができず、業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、サービス業を中心とした営業自粛など経済活動全般が縮小しており、この先も収束まで時間を要する場合、顧客との取引減少等により、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (15) 新規事業に対するリスク

当社グループは、新規事業として複合型遊興施設の運営を予定しております。想定されるリスクは次のとおりです。

##### ① ゴルフ練習場

建設予定地は、現在、当社グループの物流センターが中心となった工業地域となっております。しかしながら、今後、近隣で開発が進み、他の業種や住宅等が建設され、騒音問題、照明による光の問題等が発生した場合、営業時間の短縮を余儀なくされ、当初の事業計画とおり運営が出来なければ、投資額に見合った収益を見込めなくなる可能性があります。

また、近年の異常気象等により、台風や竜巻も増えております。ゴルフ練習所を建設するにあたり地盤改良、構造計算、設備（天候によりネットの昇降機能を備えたものを使用予定）の選定については入念に行いますが、想定を超える異常気象によりポールの倒壊等が起こった場合は、当社グループの社会的責任は重く、事業を継続することは困難となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ② リラクゼーション施設

施設の中に、リラクゼーションエリアに入浴設備を設けます。浴場を運営するにあたり、公衆浴場法のほか、地方自治体の条例等による規制を受けます。公衆浴場において水質管理が重要となってきます。当社グループは徹底した水質管理に努めますが、万が一、レジオネラ属菌等による事故等が起こった場合、営業停止となり、また営業停止処分が解除された後も信頼を回復するためには時間を要し、また、十分に回復することができなかった場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③ カフェ施設

施設の一部で軽食喫茶を営業します。食品衛生管理法のもと運営し、衛生管理は徹底しますが、万が一、食中毒が発生した場合は営業停止等の行政処分によって、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### ④ 入居テナント企業

施設の一部を外部企業に店舗及び事務所として賃借していただきます。入居前に事前確認（反社会的勢力チェック・財政状況等）は実施しますが、万が一、テナント企業において、問題事案が発生した場合や財政状態が悪化した場合、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

### (16) 担当J-Adviserとの契約の解除について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約（以下、「J-Adviser契約」とします。）を締結する義務があります。本書公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社（以下、「同社」とします。）であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月）を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
  - ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
  - ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること
- また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

#### ① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日か

ら起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（当社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、当社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合\_\_\_\_当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合\_\_\_\_当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合\_\_\_\_当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合。

## ③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告

c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。） 当社から当該合意を行ったこと

についての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次の a から c までに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合  
当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 当社が前号 c に規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号 c に規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前 a の(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

- ⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c までに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該 a から c までに掲げる場合には当該 a から c までに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

- ⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合

- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき

- ⑧ 発行者情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でない

判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次の a 又は b に該当する場合

- a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合
- b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合をいう。

- a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると当社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。

⑰ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が

TOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認めるとき。

⑱ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東証へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本書公表日現在において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

重要な契約の概要は次の通りです。

(1) 総合物流マネジメント事業に係る主な契約

事業所の名称	相手先	契約の名称	契約日	満了日	更新の有無
第1物流センター増築棟	一般個人	事業用定期借地権設定契約	2008年 11月1日	2038年 10月31日	無
第2物流センター	一般個人	事業用定期借地権設定契約	2010年 4月1日	2038年 10月31日	無
第2物流センター増築棟	一般個人	事業用定期借地権設定契約	2010年 12月1日	2038年 10月31日	無
第3物流センター	株式会社井傳	事業用定期借地権設定契約	2012年 9月1日	2042年 8月31日	無
第4物流センター	一般個人	事業用定期借地権設定契約	2013年 11月1日	2042年 10月31日	無
第5物流センター	一般個人	事業用定期借地権設定契約	2016年 7月1日	2046年 6月30日	無
Five Luck I	一般個人	事業用定期借地権設定契約	2014年 9月1日	2064年 11月30日	無

(2) フード&サービス事業に係る主な契約

契約年月 更新年月(注)2	契約の名称	相手先	契約の概要(注)1
2014年11月 2024年10月	ファミリーマート・フランチャイズ契約	株式会社ファミリーマート	ファミリーマート横大路線ノ本店 フランチャイズに関する基本契約
2002年6月 2012年6月	珈琲所コメダ珈琲 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲四日市富田店 フランチャイズに関する基本契約
2003年2月 2013年2月	珈琲所コメダ珈琲 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲白子稲生店 フランチャイズに関する基本契約
2009年8月 2019年8月	珈琲所コメダ珈琲 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲名張店 フランチャイズに関する基本契約
2006年1月 2016年1月	珈琲所コメダ珈琲 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲奈良中央店 フランチャイズに関する基本契約
2007年2月 2017年2月	珈琲所コメダ珈琲 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲法隆寺店 フランチャイズに関する基本契約
2008年6月 2018年6月	珈琲所コメダ珈琲 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲生駒店 フランチャイズに関する基本契約
2010年1月 2019年12月	珈琲所コメダ珈琲 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲京都宇治店 フランチャイズに関する基本契約
2010年11月 2020年10月	珈琲所コメダ珈琲 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲京都伏見店 フランチャイズに関する基本契約
2012年8月 2022年8月	珈琲所コメダ珈琲 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲樫原北店 フランチャイズに関する基本契約
2011年2月 2020年10月	珈琲所コメダ珈琲 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲広陵店 フランチャイズに関する基本契約

2014年10月 2024年10月	珈琲所コメダ珈琲 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲城陽長池店 フランチャイズに関する基本契約
2017年9月 2027年8月	珈琲所コメダ珈琲 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲伊賀上野店 フランチャイズに関する基本契約
2017年9月 2027年8月	珈琲所コメダ珈琲 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲近江八幡店 フランチャイズに関する基本契約
2019年8月 2029年8月	珈琲所コメダ珈琲 フランチャイズ加盟契約	株式会社コメダ	コメダ珈琲木津川城山台店 フランチャイズに関する基本契約

- (注) 1. 契約に基づき、販売業績等に応じたロイヤリティの支払いを行っております。  
2. (株)ファミリーマート、(株)コメダとも契約期間は原則として10年となっております。

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本書公表日現在において当社が判断したものであります。

### (1) 重要な会計上の見積り及び判断、重要な会計方針

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって利用する重要な会計上の見積り及び判断については、「第6【経理の状況】【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載のとおりであります。

### (2) 当期の財政状態の概況

#### ① 資産、負債及び純資産の状況

##### (資産)

当連結会計年度末の資産合計は7,571,810千円となりました。流動資産合計は、前連結会計年度末に比べて355,437千円増加し、2,528,368千円となりました。その主な要因は、現金及び預金の増加161,686千円、売掛金の増加83,218千円です。また、固定資産合計は、前連結会計年度末に比べて408,046千円減少し、5,043,441千円となりました。その主な要因は、土地の減少155,737千円、建設仮勘定の減少98,643千円、のれん償却78,200千円、保険積立金の減少70,161千円によるものであります。

##### (負債)

当連結会計年度末の負債合計は6,204,657千円となりました。流動負債合計は、前連結会計年度末に比べて80,019千円増加し、1,992,215千円となりました。その主な要因は、短期借入金100,000千円増加したことによるものであります。固定負債合計は、418,633千円減少し、4,212,441千円となりました。その主な要因は、長期借入金355,638千円減少したことによるものであります。

##### (純資産)

当連結会計年度末の純資産合計は前連結会計年度末に比べて286,004千円増加し、1,367,153千円となりました。その主な要因は、親会社株主に帰属する当期純利益254,409千円による利益剰余金の増加、その他有価証券評価差額金の増加31,594千円によるものであります。

### (3) 当期の経営成績の概況

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

### (4) 当期のキャッシュ・フローの概況

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

### (5) 運転資本

上場予定日(2021年10月8日)から12か月間の当社の運転資本は、自己資本により十分に確保されております。

## 第4【設備の状況】

### 1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資については、当社グループで392,720千円の設備投資を行っております。セグメント別の設備投資について示すと、次の通りであります。

なお、無形固定資産への投資額つきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

#### (1) 総合物流マネジメント事業

当事業年度の主な設備投資は、第6物流センターの新築建設費用222,303千円、各センターの改修費用9,338千円、本社備品11,300千円、車両運搬具4,550千円、土地改良工事900千円であります。

#### (2) フード&サービス事業

当事業年度の主な設備投資は、コメダ珈琲木津川城山台店の新規出店に関わる費用84,360千円、2020年4月より始まった改正健康増進法対応費用17,140千円、店舗備品1,283千円であります。

#### (3) ロジスティクス事業

当事業年度の主な設備投資は、機械及び装置4,338千円、車両の入替に関わる費用34,496千円、備品2,709千円であります。

### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要設備は、以下の通りであります。

#### (1) 発行者

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (千円)					従業員数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	機械装置及 び運搬具	その他	合計	
本社 GOKENDO Bldg. 第1 総合物流 センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	事務所棟 営業倉庫	410,760	348,491 (4,517) [1,613]	9,364	12,424	781,041	10 (1)
第2 総合物流 センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	152,699	74,411 (894) [2,059]	5,520	—	232,631	—
第3 総合物流 センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	191,449	— [3,092]	45,563	—	237,013	—
第4 総合物流 センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	134,984	31,400 (315) [1,530]	—	—	166,384	—
第5 総合物流 センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	397,557	— [2,794]	—	664	398,222	—
第6 総合物流 センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	217,757	199,776 (1,432)	—	320	417,854	—
第1 空箱整理 洗浄センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	5,254	— [1,539]	1,284	—	6,538	—
第2 空箱整理 センター (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	36,344	95,930 (1,104)	—	—	132,274	—

福知山総合物流センター (京都府福知山市)	総合物流 マネジメント事業	営業倉庫	154,018	76,407 (3,958)	—	468	230,895	—
守山駐車場 (滋賀県守山市)	総合物流 マネジメント事業	駐車場	487	31,470 (795)	—	—	31,957	—
雄琴駐車場 (滋賀県大津市)	総合物流 マネジメント事業	駐車場	3,647	56,249 (1,357)	—	—	59,896	—

- (注) 1. 現在休止中の主要設備はありません。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。  
4. 土地の一部を賃借しております。年間賃借料は50,367千円であります。  
なお、賃借している土地の面積は[ ]で外書きしております。  
5. 従業員数の( )は、臨時従業員数を外書きしております。  
6. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容 (面積㎡)	年間賃借料 (千円)
第1 総合物流センター 増築等 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地 (1,613)	6,588
第2 総合物流センター (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地 (2,059)	8,352
第3 総合物流センター (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地 (3,092)	12,627
第4 総合物流センター (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地 (1,530)	5,580
第5 総合物流センター (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地 (2,794)	11,407
第1 駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (866)	2,959
第2 駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (1,749)	4,324
第3 駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (1,300)	3,897
第4 駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (703)	1,462
第5 駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (2,538)	7,650
第6 駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (1,045)	2,916
第7 駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (2,178)	5,400
第8 駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (1,448)	4,140
第9 駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (1,484)	4,950
第10 駐車場 (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地(駐車場) (1,253)	4,093

## (2) 国内子会社

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額 (千円)						従業員 数 (名)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	機械装置及び 車両運搬具	リース資産	その他	合計	
㈱BRIDGE (京都市伏見区)	ロジスティクス 事業	車両及び 倉庫設備	—	—	10,061	23,610	172	33,843	138 (20)
㈱MOVING (京都市伏見区)	ロジスティクス 事業	車両及び 倉庫設備	8,201	—	9,719	14,927	0	32,848	145 (58)
㈱PRIDE (京都市伏見区)	ロジスティクス 事業	車両及び 倉庫設備	34,441	—	26,592	3,946	0	64,980	73 (22)
㈱PRIDE 福知山営業所 (京都府福知山市)	ロジスティクス 事業	車両及び 倉庫設備	4,186	—	1,753	334	—	6,274	20 (3)
㈱古川運輸 彦根本社 (滋賀県彦根市)	ロジスティクス 事業	車両及び 倉庫設備	78,166	136,110 (2,005)	7,490	28,087	754	250,609	52 (7)
㈱古川運輸 雄琴営業所 (滋賀県大津市)	ロジスティクス 事業	車両及び 倉庫設備	89,254	36,791 (934)	2,432	1,584	764	130,827	30 (—)
㈱古川運輸 (滋賀県犬上郡多 賀町)	ロジスティクス 事業	駐車場	—	90,843 (4919)	—	—	—	90,843	—
㈱F & S Five Luck I (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント 事業	賃貸住宅 コンビニ 店舗	46,371	— [615]	—	—	—	46,371	—
㈱F & S Five Luck II-III (京都市伏見区)	総合物流 マネジメント 事業	賃貸住宅	185,991	86,010 (1,738)	—	—	—	272,002	—
㈱F & S FamilyMart (京都市伏見区)	フード& サービス事業	店舗	4,668	—	—	—	0	4,668	3 (12)
㈱F & S コメダ珈琲三重地区 名張店他5店舗 (三重県名張市等)	フード& サービス事業	店舗	111,684	—	1,728	—	4,647	118,060	11 (84)
㈱F & S コメダ珈琲奈良地区 生駒店他5店舗 (奈良県生駒市等)	フード& サービス事業	店舗	110,270	— [1,508]	—	—	6,320	116,591	11 (120)
㈱F & S コメダ珈琲京滋地区 京都伏見店他5店舗 (京都市伏見区等)	フード& サービス事業	店舗	158,705	— [2,131]	0	—	17,363	176,069	16 (213)
㈱ウィングスマルコー 本社 (京都市上京区)	ロジスティクス 事業	事務所 作業場	6,344	80,000 (340)	4,188	1,143	3,322	94,998	11 (5)
㈱ウィングスマルコー 南営業所 (京都市伏見区)	ロジスティクス 事業	作業場	—	—	5,860	—	861	6,721	26 (32)

- (注) 1. 現在休止中の主要設備はありません。  
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。  
3. 帳簿価額のうち「その他」は、工具、器具及び備品であります。  
4. 土地の一部を賃借しております。年間賃借料は86,484千円であります。  
なお、賃借している土地の面積は[ ]で外書きしております。

5. 従業員数の（ ）は、臨時従業員数を外書きしております。

6. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容 (面積㎡)	年間賃借料 (千円)
(株)F & S Five Luck I (京都市伏見区)	総合物流マネジメント事業	土地 (615)	3,348
(株)F & S コメダ珈琲 四日市富田店 (三重県四日市市)	フード&サービス事業	土地 (889)	4,316
(株)F & S コメダ珈琲 白子稲生店 (三重県鈴鹿市)	フード&サービス事業	土地 (1,508)	4,095
(株)F & S コメダ珈琲 名張店 (三重県名張市)	フード&サービス事業	土地 (2,131)	7,494
(株)F & S コメダ珈琲 奈良中央店 (奈良県奈良市)	フード&サービス事業	土地 (1,819)	11,820
(株)F & S コメダ珈琲 法隆寺店 (奈良県生駒郡斑鳩町)	フード&サービス事業	土地 (1,761)	7,259
(株)F & S コメダ珈琲 生駒店 (奈良県生駒市)	フード&サービス事業	土地 (1,497)	3,600
(株)F & S コメダ珈琲 橿原北店 (奈良県橿原市)	フード&サービス事業	土地 (1,500)	5,115
(株)F & S コメダ珈琲 奈良広陵店 (奈良県北葛城郡広陵町)	フード&サービス事業	土地 (1,652)	1,320
(株)F & S コメダ珈琲 京都宇治店 (京都府宇治市)	フード&サービス事業	土地 (1,470)	5,818
(株)F & S コメダ珈琲 京都伏見店 (京都市伏見区)	フード&サービス事業	土地 (1,365)	12,300
(株)F & S コメダ珈琲 城陽長池店 (京都府城陽市)	フード&サービス事業	土地 (1,363)	7,200
(株)F & S コメダ珈琲 近江八幡市 (滋賀県近江八幡市)	フード&サービス事業	土地 (1,175)	3,810
(株)F & S コメダ珈琲 伊賀上野店 (三重県伊賀市)	フード&サービス事業	土地 (1,736)	3,972
(株)F & S コメダ珈琲 木津川城山台店 (三重県伊賀市)	フード&サービス事業	土地 (1,527)	5,014

### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名	セグメントの 名称	設備の 内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
発行者	第一複合施設 (京都市伏見 区)	総合物流 マネジメント 事業	賃貸用 不動産	550,000	—	増資資金及び 借入金	2021年 8 月	2022年1月	(注) 2
株F&S	飲食レジャー 施設 (京都市伏見 区)	フード& サービス事業	内装	210,000	—	増資資金及び 借入金	2022年 2 月	2022年 5 月	(注) 2

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、合理的な見積もりが困難なため記載を省略しております。

#### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5【発行者の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,240,000	3,180,000	1,060,000	非上場	単元株式数は100株であります。
計	4,240,000	3,180,000	1,060,000	—	—

- (注) 1. 2020年9月30日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割しております。これにより発行数は1,059,470株増加し、1,060,000株となっております。
2. 2020年9月30日開催の臨時株主総会決議により、定款変更が行われ、2020年9月30日付で発行可能株式は4,237,880株増加し、4,240,000株となっております。
3. 未発行株式数には新株予約権の行使により発行される予定の普通株式28,300株が含まれております。
4. 2021年3月29日開催の株主総会決議により、定款変更が行われ、2021年3月29日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

区分	最近事業年度末現在 (2020年12月31日)	公表日の前月末現在 (2021年8月31日)
新株予約権の数(個)	295	283
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,500(注)1	28,300(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,250(注)2	1,250(注)2
新株予約権の行使期間	自 2022年10月1日 至 2030年9月30日	自 2022年10月1日 至 2030年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,250 資本組入額 625	発行価格 1,250 資本組入額 625
新株予約権の行使の条件	(注)3	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	第三者に譲渡することはできない。	第三者に譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	(注)4

- (注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式の数は、100株とする。  
 なお、割当日後に当社が株式の分割(株式の無償割当を含む。以下同じ。)または株式の併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は新株予

約権のうち、当該時点で権利行使をしていない新株予約権の付与株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設併合を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合、当社は、合併比率等に応じ必要と認められる調整を行うことができる。

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

1株につき1,250円（以下「行使価額」という。）とし、新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。ただし、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{株式分割又は株式併合の比率}} \times 1$$

また、新株予約権発行後、行使価額を下回る価額で新株発行または自己株式の処分を行う場合等、行使価額を調整することが適切な場合は、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行(処分)株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、決議日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当該事由の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

## 3. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、その行使時において、当社及び子会社の取締役、当社及び子会社の従業員、その他これに準ずる地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合には、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権者の新株予約権の行使による権利行使価額の年額（1月1日から12月31日まで）の合計額は、1,200万円を超えてはならない。
- ④ 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。
- ⑤ 本新株予約権の行使は、本新株予約権の権利行使可能期間中において、当社の株式が東京証券取引所その他の株式市場（国内外問わず）に上場（東京プロマーケット上場を除く）した日より1年を経過したときより行使することができるものとする。

## 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転契約において定めた場合に限る。

- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。
- ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、合理的に決定される数とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減 額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年9月30日 (注)	1,059,470	1,060,000	—	26,500	—	—

(注) 株式分割 (1 : 2,000) によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2021年6月30日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未 満株式 の状況 (株)
	政府及 び地方 公共団 体	金融 機関	金融商 品取引 業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人 以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	1	—	—	1	2	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	5,400	—	—	5,200	10,600	—
所有株式数 の割合 (%)	—	—	—	50.94	—	—	49.06	100	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 1,060,000	10,600	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,060,000	—	—
総株主の議決権	—	10,600	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストック・オプション制度の内容】

決議年月日	2020年9月30日(臨時株主総会決議)
付与対象者の区分及び人数	取締役5名、当社従業員141名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 付与対象者のうち、退職による権利喪失、従業員の役員就任等により、本書公表日現在の付与対象者の区分及び人数は、当社取締役6名、当社監査役1名、当社及び関連会社従業員131名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に配当を実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当金は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

#### 4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

## 5【役員 の 状 況】

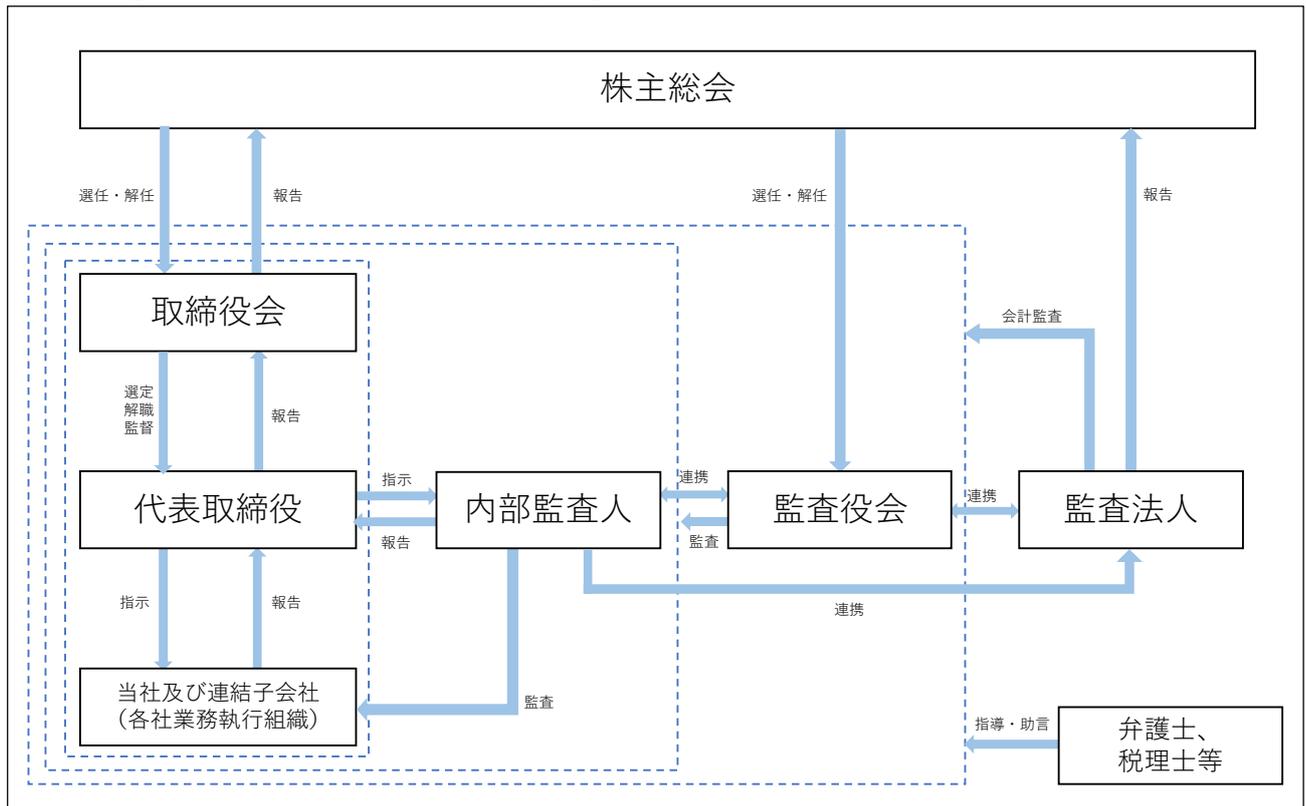
男性10名 女性1名（役員のうち女性の比率9%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	蓮尾 拓也	1966年1月28日	1987年8月 1989年5月 1989年6月 1990年4月	㈱ダイムワカイ 入社 同社 退社 五健堂 個人事業開業 当社設立 代表取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 3	520,000
取締役	専務	蓮尾 康代	1965年4月18日	2012年1月 2016年5月 2018年1月	㈱ファイブ&アイ（現㈱F&S）取締役就任 当社 取締役就任（現任） ㈱F&S 代表取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 3	—
取締役	専務	小林 一彦	1971年7月19日	1996年1月 2013年7月 2015年4月 2015年4月 2018年3月 2021年3月	当社 入社 ㈱PRIDE 代表取締役就任 同社 代表取締役辞任 ㈱MOVING 代表取締役就任 当社 取締役就任（現任） ㈱MOVING 代表取締役辞任	(注) 1	(注) 3	—
取締役	物流事業本部長	小島 一峰	1964年4月26日	2013年4月 2016年7月 2018年3月 2019年7月	㈱エビスコーポレーション 取締役就任 ㈱ムゲン 代表取締役就任 当社 取締役就任（現任） ㈱BRIDGE 代表取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 3	—
取締役	物流事業部長	中村 勝美	1969年8月19日	1997年12月 2021年3月 2021年3月	当社 入社 当社 取締役就任（現任） ㈱MOVING 代表取締役就任（現任）	(注) 1	—	—
取締役	物流事業部長	西園 陽一	1976年5月15日	1996年6月 2020年4月 2021年3月	当社 入社 ㈱PRIDE 代表取締役就任（現任） 当社 取締役就任（現任）	(注) 1	—	—
取締役	—	入野 公一	1967年5月20日	1996年10月 2013年1月 2019年10月 2019年12月	㈱ウィングスマルコー 入社 同社 常務取締役就任 当社 取締役就任（現任） ㈱ウィングスマルコー 代表取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 3	—
取締役	—	福原 淳一	1961年10月24日	1996年9月 2000年7月 2019年9月 2019年9月 2019年10月	福原社労士事務所 代表就任 ㈱シェアードバリュー・マネジメン ト 代表取締役就任（現任） 福原社労士事務所 代表退任 社会保険労務士法人 シェアードバリュー・マネジメン ト 代表社員就任（現任） 当社 社外取締役就任（現任）	(注) 1	(注) 3	—
常勤 監査役	—	豊永 月生	1969年11月5日	2001年 2002年5月 2002年5月 2012年1月 2019年10月	㈱マルコーエクスプレス 入社 同社 退社 ㈱ウィングスマルコー 入社 同社 総務部長就任 当社 監査役就任（現任）	(注) 2	(注) 3	—
監査役	—	鈴木 昭彦	1959年7月4日	1993年2月 1999年10月 2005年9月 2018年3月	㈱ネクストン 代表取締役就任（現任） ㈱フォルテック 代表取締役就任（現任） ㈱マイトレジャー 取締役就任（現任） 当社 社外監査役就任（現任）	(注) 2	(注) 3	—
監査役	—	香本 和也	1964年12月11日	1996年7月 2010年2月 2018年3月	香本和也税理士事務所 開業 オフィスコ税理士法人 代表社員就任（現任） 当社 社外監査役就任（現任）	(注) 2	(注) 3	—
計								520,000

- (注) 1. 取締役の任期は、2020年12月期に係る定時株主総会終結の時から2021年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2020年12月期に係る定時株主総会終結の時から2024年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2020年12月期における役員報酬の総額は86,850千円を支給しております。
4. 福原淳一氏は、会社法第2条第15項に定める社外取締役であります。
5. 鈴木昭彦氏、香本和也氏は、会社法第2条第16項に定める社外監査役であります
6. 専務取締役 蓮尾 康代は、代表取締役 蓮尾 拓也の配偶者であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、経営環境の変化に的確に対処し、迅速な意思決定を行うための組織体制の整備や経営の執行及び監督機能の充実を図り、適切な情報の開示と説明責任の遂行に努めることにより、経営の公正性・透明性を確保し、グループ全体の内部統制の継続的な強化をはかり、コーポレート・ガバナンスの一層の充実に努めてまいります。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示を実行できるよう努めてまいります。

#### ②会社の機関の内容

##### イ. 取締役会

当社の取締役会は取締役8名（うち社外取締役1名）により構成されており、原則として、月1回の定例会議及び必要に応じて開催される臨時取締役会において、経営計画に関する事項をはじめ、設備投資、資金計画などの会社運営に関わる事項や会社法及び取締役会規程で定められた重要事項について決定を行います。

また、各取締役からは業務の進捗や経営上の課題への取組みなどが報告され、職務執行を相互に監督しております。

#### ロ. 監査役及び監査役会

監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されており、原則として、月1回の定例会議及び必要に応じて臨時監査役会が開催され監査報告を行っております。各監査役は、各年度に策定する監査方針、監査計画、業務分担に基づき、取締役会へ出席するほか、業務、財産の状況等の調査を通じて、取締役の職務執行の監査を行っております。

#### ハ. 会計監査

当社は、PwC京都監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づく監査を受けております。業務を執行した公認会計士は高田佳和氏及び安本哲宏氏であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また、当社の会計監査業務に従事した補助者は、公認会計士1名、その他4名であります。なお、同監査法人及び同監査法人に従事する業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

### ③内部統制システムの整備状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

#### (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

代表取締役は、全役員、従業員に対して当社の企業理念及び法令遵守を徹底させ、高い倫理観と社会的責任に基づいて行動する企業風土の醸成を指導するとともに、適宜、外部の専門家への確認を行い、コンプライアンス遵守を主導します。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行に関する文書・情報を適正に保存・管理するために、文書管理規程を制定し、文書・情報が適切に保管及び保存される体制の整備を行います。また、取締役の職務に係る文書・情報は、監査役の求めに応じて閲覧可能な体制を整え、監査役の監査を受けてまいります。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制は、当社全体のリスク管理の主幹部署として経営管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は適宜弁護士等の外部専門家から経営上のアドバイスをうける体制を敷いております。代表取締役直属の内部監査担当者は、各業務部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に代表取締役に報告し、代表取締役は、リスク管理の状況を適宜取締役会に報告します。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会規程、職務権限規程及び業務分掌規程等に基づき、取締役及び各部門長の職務分掌を明確にし、定期的に取締役会で職務執行状況が報告される体制を整備してまいります。

#### (5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときには、監査役会の意見を聴取し、取締役会が決定してまいります。

#### (6) 監査役の補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として決定された期間、当該使用人の人事及びその変更については、監査役の同意を要するものとしてまいります。

#### (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や不正行為、法令・定款違反行為を発見したときは、直ちに監査役に報告します。

監査役は取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、必要に応じて取締役、使用人に対して書類の提出を求め、業務執行についての報告を受けてまいります。

#### (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題やリスクについて意見交換を行い、相互理解を深めております。監査役は、内部監査担当者から各部門に関する内部監査の状況について説明・報告を受け、緊密な連携をとることとしております。監査役

は、監査法人と定期的に会合を持ち、意見交換を行います。

- (9) 監査役の職務の執行に生ずる費用及びその他の当該業務の執行に生ずる費用等の処理に係る方針

監査役が、監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用等を負担することとしております。

- (10) 監査役へ報告した者が不利な取扱いを受けない体制

監査役へ報告を行った当社取締役及び使用人に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことのないよう、内部通報者を保護することを定めた、内部通報制度を策定しており、その旨を当社取締役及び使用人に周知徹底しております。

#### ④内部監査及び監査役の状況

代表取締役社長の直轄機関として設置されている内部監査室が内部監査を担当しています。内部監査室は社員1名で構成され、内部監査規程に基づき代表取締役社長の承認を受けた内部監査計画に従って内部監査を実施しております。また、法令及び社内諸規程の遵守指導にあたりとともに、適法性の面からだけでなく、妥当性の検証や効率性の改善の面に資する指摘・指導を行っております。

監査役（常勤監査役1名）は、取締役会等重要な会議への出席、稟議書等重要な文書の閲覧、必要に応じて取締役に対して事業に関する報告を求めること等を通じて、取締役の職務執行の適法性を監視しております。

また、内部監査人、監査役及び監査法人は、定期的に各々の監査計画や監査結果等に関して適宜情報交換を行い、連携を深めることで、効率的な監査を実施するよう努めております。

#### ⑤リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制は、内部統制システムの整備状況において記載したもののほか、リスクの発生を可能な限り防止するため、重要事項についての適法性等に関しては弁護士や司法書士、社会保険労務士等の複数の専門家から法令上や経営判断上必要なアドバイスを受ける体制をとっております。

#### ⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社は社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。社外役員は経営に対する監視・監督機能の強化及び、透明性の高い経営の確保に寄与しております。

社外取締役の福原淳一氏は社会保険労務士であり、人事労務の専門家としての豊富な経験・知識を有しております。社外監査役の鈴木昭彦氏は会社の経営者であり、組織マネジメントや経営実務について豊富な経験・知識を有しております。もう一名の社外監査役である香本和也氏は税理士であり、会計や税務等の専門家として豊富な知識・経験を有しております。なお、各社外役員と当社との間には、人的関係、または取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営管理機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で選任しております。

#### ⑦役員報酬の内容

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	79,200	79,200	—	—	6
監査役（社外監査役を除く）	6,300	6,300	—	—	1
社外役員	1,350	1,350	—	—	3
計	86,850	86,850	—	—	10

⑧支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同様の条件に照らし合わせるよう決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運営を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適宜把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築いたします。

⑨取締役及び監査役の数

当社の取締役の定数は10名以内、監査役は3名以上とする旨を定款で定めております。

⑩取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する旨を定款に定めております。

⑫自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得できる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬中間配当に関する事項

当社は株主への機動的な利益還元を行うため、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	7,200	—
連結子会社	—	—
計	7,200	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、当社の事業規模、監査日程等を勘案した上で決定しております。

## 第6【経理の状況】

### 1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 連結財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第6項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、当連結会計年度(2020年4月1日から2020年12月31日まで)の連結財務諸表について、PwC京都監査法人により監査を受けております。

### 3. 決算期変更について

2020年9月30日に開催された臨時株主総会における定款一部変更の決議により、決算日を3月31日から12月31日に変更いたしました。これに伴い、当連結会計年度は、2020年4月1日から2020年12月31日までの9か月間となっております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,453,460	1,615,146
売掛金	566,534	649,752
商品及び製品	7,210	7,127
原材料及び貯蔵品	6,793	5,915
その他	141,981	255,303
貸倒引当金	△3,048	△4,875
流動資産合計	2,172,931	2,528,368
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※1 4,019,853	※1 4,313,889
減価償却累計額	△1,585,605	△1,770,639
建物及び構築物(純額)	2,434,247	2,543,249
機械装置及び運搬具	507,194	499,703
減価償却累計額	△366,676	△368,141
機械装置及び運搬具(純額)	140,518	131,561
土地	※1 1,499,631	※1 1,343,893
リース資産	517,496	435,416
減価償却累計額	△389,864	△361,782
リース資産(純額)	127,631	73,634
建設仮勘定	98,643	—
その他	82,127	121,111
減価償却累計額	△67,738	△73,025
その他(純額)	14,389	48,085
有形固定資産合計	4,315,061	4,140,425
無形固定資産		
のれん	173,144	94,943
ソフトウェア	30,339	33,589
その他	5,443	5,260
無形固定資産合計	208,926	133,794
投資その他の資産		
投資有価証券	329,865	290,088
出資金	16,362	16,352
保険積立金	252,839	182,678
差入保証金	114,201	108,586
繰延税金資産	125,043	90,367
その他	89,188	81,149
投資その他の資産合計	927,499	769,222
固定資産合計	5,451,488	5,043,441
資産合計	7,624,420	7,571,810

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	243,273	228,333
短期借入金	200,000	300,000
リース債務	99,919	61,350
一年以内返済予定の長期借入金	※1 813,789	※1 820,262
未払法人税等	106,693	78,574
賞与引当金	8,210	42,782
その他	440,310	460,911
流動負債合計	1,912,196	1,992,215
固定負債		
長期借入金	※1 4,119,138	※1 3,763,500
リース債務	117,913	69,396
繰延税金負債	58,684	34,614
退職給付に係る負債	57,510	59,172
資産除去債務	200,568	212,824
その他	77,260	72,933
固定負債合計	4,631,074	4,212,441
負債合計	6,543,271	6,204,657
純資産の部		
株主資本		
資本金	26,500	26,500
利益剰余金	1,106,732	1,361,141
株主資本合計	1,133,232	1,387,641
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△52,082	△20,488
その他の包括利益累計額合計	△52,082	△20,488
純資産合計	1,081,149	1,367,153
負債純資産合計	7,624,420	7,571,810

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	6,562,490	5,577,929
売上原価	4,844,986	3,996,423
売上総利益	1,717,504	1,581,505
販売費及び一般管理費	*1 1,421,844	*1 1,261,826
営業利益	295,659	319,679
営業外収益		
受取利息	3,624	1,568
受取配当金	2,304	4,277
投資有価証券売却益	26,184	10,937
保険解約収入	4,430	93,891
その他	79,001	82,753
営業外収益合計	115,545	193,428
営業外費用		
支払利息	45,567	29,201
投資有価証券売却損	16,485	36,563
その他	14,685	11,460
営業外費用合計	76,738	77,225
経常利益	334,466	435,881
特別利益		
固定資産売却益	*2 35,878	*2 23,732
保険解約益	112,986	—
特別利益合計	148,864	23,732
特別損失		
固定資産売却損	*3 2,956	*3 330
固定資産除却損	*4 515	*4 2,087
投資有価証券評価損	88,024	20,308
退職金	159,680	—
減損損失	—	*5 27,620
特別損失合計	251,176	50,345
税金等調整前当期純利益	232,154	409,268
法人税、住民税及び事業税	179,330	161,567
法人税等調整額	△74,576	△6,709
法人税等合計	104,753	154,858
当期純利益	127,401	254,409
親会社株主に帰属する当期純利益	127,401	254,409

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
当期純利益	127,401	254,409
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△29,959	31,594
その他の包括利益合計	* △29,959	* 31,594
包括利益	97,441	286,004
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	97,441	286,004

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2019 年 4 月 1 日 至 2020 年 3 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	26,500	979,331	1,005,831	△22,123	△22,123	983,707
当期変動額						
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	127,401	127,401	—	—	127,401
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	—	—	—	△29,959	△29,959	△29,959
当期変動額合計	—	127,401	127,401	△29,959	△29,959	97,441
当期末残高	26,500	1,106,732	1,133,232	△52,082	△52,082	1,081,149

当連結会計年度（自 2020 年 4 月 1 日 至 2020 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本			その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	26,500	1,106,732	1,133,232	△52,082	△52,082	1,081,149
当期変動額						
親会社株主に帰属 する当期純利益	—	254,409	254,409	—	—	254,409
株主資本以外の項 目の当期変動額 (純額)	—	—	—	31,594	31,594	31,594
当期変動額合計	—	254,409	254,409	31,594	31,594	286,004
当期末残高	26,500	1,361,141	1,387,641	△20,488	△20,488	1,367,153

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	232,154	409,268
減価償却費	376,052	287,195
減損損失	—	27,620
のれん償却額	92,459	78,200
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△350	1,827
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,712	34,572
受取利息及び受取配当金	△5,928	△5,846
支払利息	45,567	29,201
資産除去債務に係る負債の増減額(△は減少)	3,932	12,256
固定資産売却損益(△は益)	△32,921	△23,402
固定資産除却損	515	2,087
売上債権の増減額(△は増加)	23,003	△83,218
投資有価証券の売却損益(△は益)	△9,698	25,626
投資有価証券評価損益(△は益)	88,024	20,308
たな卸資産の増減額(△は増加)	2,645	962
営業活動に係る資産の増減額(△は増加)	13,186	△8,444
預け金の増減額(△は増加)	136,423	△122,720
その他資産の増減額(△は増加)	2,078	367
仕入債務の増減額(△は減少)	△86,203	△15,119
未払消費税等の増減額(△は減少)	41,741	△13,590
前受収益の増減額(△は減少)	△2,871	△4,326
退職給付引当金の増減額(△は減少)	5,676	1,662
営業活動に係る負債の増減額(△は減少)	64,342	34,371
小計	992,541	688,859
利息及び配当金の受取額	5,928	5,845
利息の支払額	△23,150	△17,882
法人税の還付額	1,434	17,970
法人税等の支払額	△174,706	△189,686
営業活動によるキャッシュ・フロー	802,048	505,106
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△73,030	△53,122
定期預金の払戻による収入	113,400	71,922
投資有価証券の取得による支出	△683,387	△252,790
投資有価証券の売却による収入	528,108	295,339
無形固定資産の取得による支出	—	△12,969
有形固定資産の取得による支出	△536,864	△290,917
有形固定資産の売却による収入	47,492	183,353
保険積立金の解約による収入	143,737	94,255
保険積立金の支出	△47,064	△24,094
子会社株式の取得による支出	※2 △435,685	—
その他	917	653
投資活動によるキャッシュ・フロー	△942,376	11,630

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入（純額）	—	100,000
長期借入れによる収入	1,251,000	650,000
長期借入金の返済による支出	△848,547	△999,166
リース債務の返済による支出	△140,478	△87,084
財務活動によるキャッシュ・フロー	261,973	△336,250
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	121,645	180,486
現金及び現金同等物の期首残高	812,639	934,284
現金及び現金同等物の期末残高	※1 934,284	※1 1,114,770

## 【注記事項】

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 7社

主要な連結子会社の名称

株式会社 BRIDGE、株式会社 MOVING、株式会社 PRIDE、株式会社 古川運輸、株式会社 F&S、  
株式会社 ウィングスマルコー、株式会社 エビスコーポレーション

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当なし

### 3. 連結決算日の変更に関する事項

2020年9月30日に開催された臨時株主総会において第1号議案「事業年度の変更の件」が承認されたことを受けまして、当連結会計年度より決算日を従来の3月31日から12月31日に変更いたしました。変更の理由は、当社グループの決算期を統一することで、予算編成や業績管理等、事業運営の効率化を図り、グループ一体となった経営を推進するためであります。

これに伴い、決算期変更の経過期間となる当連結会計年度は2020年4月1日から2020年12月31日までの9ヶ月間の変則決算となります。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### イ 投資有価証券

その他有価証券

時価のあるもの：時価法を採用しております。

時価のないもの：移動平均法による原価法を採用しております。

##### ロ たな卸資産

主として、最終仕入原価法による原価法を採用しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

##### イ 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得した建物（建物付属設備は除く）、2016年4月1日以降に取得した建物（建物付属設備を含む）及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物及び構築物 2～47年

機械装置及び運搬具 2～17年

工具、器具及び備品 2～10年

##### ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な償却期間は以下の通りです。

ソフトウェア 5年

水道施設利用権 15年

##### ハ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とした定額法を採用しております。

##### ニ 長期前払費用

定額法によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

##### イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、貸倒実績率等に基づく計算により、回収不能見込額を計上しております。



## 31日 企業会計基準委員会)

### (1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス (国際財務報告基準 (IFRS) においては IFRS 第 13 号「公正価値測定」、米国会計基準においては Accounting Standards Codification の Topic820「公正価値判定」) を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準の整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS 第 13 号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまでわが国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

### (2) 適用予定日

2022 年 12 月期の期首より適用予定であります。

### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(会計上の見積りの開示に関する会計基準)

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

### (1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) が 2003 年に公表した国際会計基準 (IAS) 第 1 号「財務諸表の表示」(以下「IAS 第 1 号」) 第 125 項において開示が求められている「見積り目の不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準 (以下「本会計基準」) が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則 (開示目的) を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS 第 1 号第 125 項の定めを参考とすることとしたものです。

### (2) 適用予定日

2021 年 12 月期の年度末より適用予定であります。

(会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準)

・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第 24 号 2020 年 3 月 31 日 企業会計基準委員会)

### (1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注記 (注 1-2) の定めを引き継ぐこととされております。

### (2) 適用予定日

2021 年 12 月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の影響に関する会計上の見積りについて

新型コロナウイルス感染症の収束時期はいまだ不透明であり、先の見通しが困難なところではあります。2020年12月期のフード&サービス事業についてマイナス影響が生じているものの、収益力を大きく変化させるほどの影響はないと想定して、繰延税金資産の回収可能性等を検討しております。

ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大及び長期化により大きな影響を与える場合には、繰延税金資産の回収可能性等の判断に影響を及ぼし、翌事業年度の経営成績に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
建物及び構築物(純額)	1,828,515千円	2,052,812千円
土地	1,203,755	1,203,755
計	3,032,270	3,256,567

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
長期借入金	1,948,440千円	1,876,768千円
一年以内返済予定の長期借入金	230,952	255,049
計	2,179,392	2,131,817

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
役員報酬	128,210千円	99,360千円
給料手当	460,367	431,779
減価償却費	163,067	157,638

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
機械装置及び運搬具	15,818千円	20,367千円
建物及び構築物	20,059	—
土地	—	3,365
計	35,878	23,732

※3 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
機械装置及び運搬具	2,956千円	330千円
計	2,956	330

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
建物及び構築物	—千円	1,184千円
機械装置及び運搬具	515	813
その他の無形固定資産	—	90
計	515	2,087

※5 減損損失

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額(千円)
店舗	建物及び構築物、その他	京都府城陽市 1カ所	27,620

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として事業所、店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失をとして特別損失に計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、使用価値については、将来キャッシュ・フローを年2.7%で割引いて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	△124,416千円	3,177千円
組替調整額	78,325	45,732
計	△46,091	48,910
税効果調整前合計	△46,091	48,910
税効果額	16,131	△17,315
その他の包括利益合計	△29,959	31,594

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月1日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	530	—	—	530

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	530	1,059,470	—	1,060,000

(注) 2020年9月30日開催の取締役会決議により、2020年9月30日付で普通株式1株につき2,000株の株式分割しております。これにより発行数は1,059,470株増加し、1,060,000株となっております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
発行者	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	
合計		—	—	—	—	—	

(注) 新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金勘定	1,453,460千円	1,615,146千円
預入期間が3か月を超える定期預金	△519,175	△500,375
現金及び現金同等物	934,284	1,114,770

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳  
前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式の取得により新たに株式会社ウイングスマルコーを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得による支出(純額)は次のとおりであります。

流動資産	395,223千円
固定資産	243,203千円
のれん	80,166千円
流動負債	△91,640千円
固定負債	△1,632千円
株式の取得価額	625,320千円
現金及び現金同等物	△189,634千円
差引：取得による支出	435,685千円

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)  
該当事項はありません。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産 主としてロジスティクス事業におけるトラック（車両運搬具）であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
1年内	36,989	59,120
1年超	58,134	120,493
合計	95,124	179,613

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に不動産賃貸事業を行うため事業計画に基づき、必要な資金（銀行借入）を調達しております。また、資金運用は安全性が高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に原油ファンドであり、ロジスティクス事業を行う上で燃料代の急騰、急落に対するリスクヘッジのため保有しておりますが、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金はそのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。また、リース債務は、全て事業用資産の取得を目的としたものであります。借入金は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、担当者が債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に、重要性が高い取引については、取締役会において、取引継続の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価の把握をし、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債権については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注) 2. 参照）。

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,453,460	1,453,460	—
(2) 売掛金	566,534	566,534	—
(3) 投資有価証券	299,640	299,640	—
資産計	2,319,634	2,319,634	—
(1) 買掛金	243,273	243,273	—
(2) 短期借入金	200,000	200,000	—
(3) 未払法人税等	106,693	106,693	—
(4) 長期借入金（一年以内返済予定 の長期借入金を含む）	4,932,928	4,847,988	△84,940
(5) リース債務	217,832	186,718	△31,113
負債計	5,700,728	5,584,673	△116,054

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,615,146	1,615,146	—
(2) 売掛金	649,752	649,752	—
(3) 投資有価証券	259,863	259,863	—
資産計	2,524,762	2,524,762	—
(1) 買掛金	228,333	228,333	—
(2) 短期借入金	300,000	300,000	—
(3) 未払法人税等	78,574	78,574	—
(4) 長期借入金（一年以内返済予定 の長期借入金を含む）	4,583,762	4,507,797	△75,964
(5) リース債務	130,747	113,097	△17,649
負債計	5,321,418	5,227,803	△93,614

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資 産

#### (1) 現金及び預金 (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### (3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

## 負債

### (1) 買掛金(2) 短期借入金(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### (4) 長期借入金(一年以内返済予定の長期借入金を含む)(5) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
投資有価証券	30,225	30,225

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

## 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,453,460	—	—	—
売掛金	566,534	—	—	—
合計	2,019,994	—	—	—

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,615,146	—	—	—
売掛金	649,752	—	—	—
合計	2,264,898	—	—	—

## 4. 社債、新株予約権付社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	200,000	—	—	—	—	—
長期借入金	813,789	1,078,151	533,060	534,009	394,421	1,579,497
リース債務	99,919	60,926	32,018	20,480	1,682	2,805
合計	1,113,709	1,139,078	565,078	554,489	396,103	1,582,302

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	300,000	—	—	—	—	—
長期借入金	820,262	996,036	497,762	455,637	410,872	1,403,193
リース債務	61,350	40,260	24,268	1,682	1,518	1,666
合計	1,181,612	1,036,296	522,030	457,319	412,390	1,404,859

## (有価証券関係)

## 1. その他有価証券

前連結会計年度 (2020年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,991	4,949	42
	(2) その他	17,310	15,366	1,943
	小計	22,301	20,315	1,985
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	55,943	64,270	△8,326
	(2) その他	221,395	295,182	△73,786
	小計	277,339	359,452	△82,113
合計		299,640	379,768	△80,127

当連結会計年度 (2020年12月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	4,561	4,030	531
	(2) その他	90,177	79,482	10,694
	小計	94,738	83,512	11,225
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	9,860	11,782	△1,922
	(2) その他	155,264	195,785	△40,520
	小計	165,125	207,568	△42,443
合計		259,863	291,081	△31,217

(注) 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について 88,024 千円 (その他有価証券の株式 10,591 千円、その他有価証券のその他 77,433 千円) 減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について 20,308 千円 (その他有価証券の株式 1,098 千円、その他有価証券のその他 19,210 千円) 減損処理を行っております。

## 2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	46,186	260	△5,534
(2) その他	482,239	25,924	△10,950
合計	528,425	26,184	△16,485

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
(1) 株式	80,869	2,702	△4,197
(2) その他	214,469	8,234	△32,366
合計	295,339	10,937	△36,563

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社グループの退職給付制度は、社内規程に基づき、退職時までの勤続年数や基本給等に基づき算定された退職金を支払うこととなっております。また、退職給付制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を算出しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	51,834千円	57,510千円
退職給付費用	10,773	9,507
退職給付の支払額	△5,097	△7,845
退職給付に係る負債の期末残高	57,510	59,172

(注) 当社は、期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法を採用しております。

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
非積立型制度の退職給付債務	57,510千円	59,172千円
連結貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	57,510	59,172
退職給付に係る負債	57,510	59,172
連結貸借対照表に計上された負債 と資産の純額	57,510	59,172

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前連結会計年度 10,773 千円

当連結会計年度 9,507 千円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名  
当該事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2020年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社役員 5名 当社従業員 141名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 29,500株
付与日	2020年10月1日
権利確定条件	当社または子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	2022年10月1日～2030年9月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	2020年ストック・オプション
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	29,500
失効	1,200
権利確定	—
未確定残	28,300
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

		2020年ストック・オプション
権利行使価格	(円)	1,250
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、時価純資産価額方式によっております。なお、算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込価額以下のため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- |   |     |
|---|-----|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額                           | —千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | —千円 |

## (税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	9,999千円	7,236千円
賞与引当金	2,873	13,900
繰越欠損金(注)	37,588	12,858
有価証券評価損	30,642	21,509
減価償却超過額	7,391	4,149
減損損失	-	8,926
資産除去債務	70,198	73,893
退職給付に係る負債	20,128	21,888
その他有価証券評価差額金	28,044	12,849
その他	2,058	△897
計	208,926	176,316
繰延税金負債		
特別償却準備金	106,181	82,439
資産除去債務(建物)	36,061	35,205
その他有価証券評価差額金	-	2,120
その他	325	797
計	142,567	120,563
繰延税金資産の純額	66,358	55,752

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(a)	25,680	6,420	5,488	-	-	-	37,588千円
評価性引当金	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	25,680	6,420	5,488	-	-	-	(b) 37,588千円

(a) 税務上の欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金 37,588千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産 37,588千円を計上しております。この繰延税金資産 37,588千円は、連結子会社(株)BRIDGEにおける税務上の繰越欠損金の残高 37,588千円(法定実効税率を乗じた額)に対して金額認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2020年12月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越 欠損金(a)	4,637	4,815	3,406	-	-	-	12,858千円
評価性引当金	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	4,637	4,815	3,406	-	-	-	(b) 12,858千円

(a) 税務上の欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(b) 税務上の繰越欠損金 12,858千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産 12,858千円を計上しております。この繰延税金資産 12,858千円は、連結子会社(株)BRIDGEにおける税務上の繰越欠損金の残高 12,858千円(法定実効税率を乗じた額)に対して金額認識したものであります。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見込みにより、回収可能と判断し評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	34.8%	34.8%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9	0.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.6	△0.0
住民税均等割	0.8	0.4
特別控除	△0.1	△1.7
のれん償却額	13.9	6.6
その他	△0.6	△2.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.1	37.8

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

物流センター及びコメダ珈琲各店舗の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務（解体費用）であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

取得から不動産賃貸借契約の満了までの期間を前提として見積り、割引率は使用見込期間に対応した国債利率0.5%~2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
期首残高	196,635千円	200,568千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	0	5,973
時の経過による調整額	3,932	6,283
資産除去債務の履行による減少額	—	—
その他増減額（△は減少）	—	—
期末残高	200,568	212,824

(賃貸等不動産関係)

当社は、京都市の本社をはじめ各物流センターにおいて、賃貸の事務所や倉庫施設を所有しております。なお、各物流センターの一部は子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

2020年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は102,018千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は製造原価に計上）であります。

2020年12月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は51,580千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は製造原価に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減及び時価は以下の通りです。

(単位：千円)

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
賃貸等不動産	連結貸借対照表計上額	388,016	370,525
	期首残高	411,861	388,016
	期中増減額	△23,845	△17,491
	期末残高	388,016	370,525
	期末時価	495,200	495,200
賃貸等不動産として 使用される部分 を含む不動産	連結貸借対照表計上額	1,549,555	1,899,365
	期首残高	1,573,374	1,549,555
	期中増減額	△23,818	349,809
	期末残高	1,549,555	1,899,365
	期末時価	1,971,800	2,380,200

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加は、賃貸等不動産として使用される部分を含む物流センターの取得(72,600千円)であります。  
当連結会計年度の主な増加額は、賃貸等不動産として使用される物流センターの取得(543千円)、賃貸等不動産として使用される部分を含む物流センターの取得(429,169千円)であります。
3. 期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社は、以下の3事業を報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
総物流マネジメント事業	物流センター運営、倉庫事業及び事務所、マンションの賃貸事業
ロジスティクス事業	食品及びメール便の物流業務
フード&サービス事業	コメダ珈琲店及びファミリーマートの運営

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの損益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格等に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	連結財務諸表 計上額
	総物流 マネジメント事業	ロジスティクス 事業	フード& サービス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	492,877	4,606,295	1,463,316	6,562,490	—	6,562,490
セグメント間の内部売上高又は振替高	607,987	765	—	608,752	△608,752	—
計	1,100,865	4,607,061	1,463,316	7,171,243	△608,752	6,562,490
セグメント利益又は損失(△)	67,504	196,851	35,162	299,518	△3,858	295,659
セグメント資産	4,387,684	2,012,522	1,224,213	7,624,420	—	7,624,420
セグメント負債	4,289,571	1,177,911	1,075,788	6,543,271	—	6,543,271
その他の項目						
減価償却費	144,234	237,449	86,828	468,512	—	468,512
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	281,288	266,141	1,977	549,408	—	549,408

(注) セグメント利益の調整額はセグメント間取引消去の差異△3,858千円であります。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注1)	連結財務諸表 計上額
	総合物流 マネジメント事業	ロジスティクス 事業	フード& サービス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	370,812	3,916,510	1,290,605	5,577,929	—	5,577,929
セグメント間の内部売 上高又は振替高	474,178	253	—	474,431	△474,431	—
計	844,990	3,916,763	1,290,605	6,052,360	△474,431	5,577,929
セグメント利益又は 損失(△)	110,436	238,415	△26,389	322,461	△2,782	319,679
セグメント資産	4,527,511	2,117,998	926,301	7,571,810	—	7,571,810
セグメント負債	4,160,369	1,092,060	952,226	6,204,657	—	6,204,657
その他の項目						
減価償却費(注2)	143,193	124,544	97,658	365,396	—	365,396
有形固定資産及び 無形固定資産 の増加額	255,008	44,001	115,168	414,178	—	414,178

(注) 1. セグメント利益の調整額はセグメント間取引消去の差異△2,782千円であります。

2. 減価償却費には、長期前払費用償却を含んでおります。

#### 【関連情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

###### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

##### 3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

得意先	売上高	関連するセグメント
(株)ハートフレンド	742,730	ロジスティクス事業

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

##### 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報の中で同様の情報が開示されているため、記載を省略しております。

##### 2. 地域ごとの情報

###### (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

###### (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

### 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

得意先	売上高	関連するセグメント
(株)ハートフレンド	573,026	ロジスティクス事業

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

(単位：千円)

	総合物流マネジメント 事業	ロジスティクス 事業	フード& サービス事業	合計
減損損失	—	—	27,620	27,620

#### 【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	総合物流マネジメント 事業	ロジスティクス 事業	フード& サービス事業	合計
当期償却額	—	45,258	47,200	92,459
当期末残高	—	79,099	94,045	173,144

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

(単位：千円)

	総合物流マネジメント 事業	ロジスティクス 事業	フード& サービス事業	合計
当期償却額	—	30,999	47,200	78,200
当期末残高	—	48,099	46,844	94,943

#### 【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	蓮尾 拓也	—	—	当社代表取締役	(被所有) 49.1	賃貸借契約に基づく預託保証金	賃貸借契約に基づく預託保証金	—	保証金 (注1)	1,800
						土地の購入	土地の購入 (注2)	2,900	—	—

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針

(注1) 保証金については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 土地の購入価額については、不動産鑑定価格を考慮し交渉により決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	蓮尾 拓也	—	—	当社代表取締役	—	資金の借入	資金の借入	—	長期借入金 (注1)	9,800
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)リバティ	京都府久世郡久御山町	10,000	自動車販売	—	営業車の購入 (注2)	営業車の購入	2,145	車両運搬具	1,965

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針

(注1) 借入金については、無利息としております。

(注2) 営業車の購入については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	蓮尾 拓也	—	—	当社 代表取締役	(被所有) 49.1	賃貸借契約に基づく預託保証金	保証金の返還	1,800	保証金	—

(注) 取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有（被所有）割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	蓮尾 拓也	—	—	当社 代表取締役	—	資金の借入	借入金の返済 (注1)	9,800	長期借入金	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	(株)リバティ	京都府久世郡久御山町	10,000	自動車販売	—	営業車の購入 (注2)	営業車の購入	11,923	車両運搬具	7,136

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針

(注1) 借入金については、無利息としています。

(注2) 営業車の購入については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

## (1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	1,019円95銭	1,289円77銭
1株当たり当期純利益金額	120円19銭	240円01銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度は潜在株式が存在しないため、当連結会計年度は潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、2020年9月30日付で普通株式1株につき2,000株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (千円)	127,401	254,409
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額(千円)	127,401	254,409
期中平均株式数(株)	1,060,000	1,060,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	新株予約権1種類(新株予約権の数285個)これらの詳細は、「第5 発行者の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

## (重要な後発事象)

当社は、2021年4月28日開催の取締役会において、本社隣接地に複合施設を建設することを決議いたしました。

詳細は、第4【設備の状況】3【設備の新設、除却等の計画】(1)重要な設備の新設等に記載しております。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

当該事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	200,000	300,000	0.263	—
1年以内に返済予定の長期借入金	813,789	820,262	0.401	—
1年以内に返済予定のリース債務	99,919	61,350	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	4,119,138	3,763,500	0.450	2022年～2034年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	117,913	69,396	—	2022年～2026年
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	5,350,759	5,014,508	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会年度に配分しているため、「平均利率」は記載しておりません。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	996,036	497,762	455,637	1,814,065
リース債務	40,260	24,268	1,682	3,185

**【資産除去債務明細表】**

明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第 15 条の 23 に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7【外国為替相場の推移】

当該事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から同年12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3ヶ月以内
基準日	毎事業年度末日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、毎年12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 無料（注）2
公告掲載方法	当社の公告は、電子公告により行います。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL <a href="https://www.gokendo.co.jp/">https://www.gokendo.co.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注） 1. 当社株式は、TOKYO PRO Marketへの上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式がTOKYO PRO Marketに上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使できない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
  - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求する権利
  - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### **第三部【特別情報】**

#### **第1【有価証券の様式】**

当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行わないため、該当事項はありません。

#### **第2【外部専門家の同意】**

該当事項はありません。

## 第四部【株式公開情報】

### 第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第2【第三者割当等の概況】

#### 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2020年10月1日
種類	第1回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 29,500株
発行価格	1,250円
資本組入額	625円
発行価額の総額	36,875,000円
資本組入額の総額	18,437,500円
発行方法	2020年9月30日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注)2

(注)1. 第三者割当等による株式等の発行制限に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は以下のとおりであります。

- (1) 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第115条及び同規程施行規則第107条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前から上場日の前日までにおいて、第三者割当による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)、第三者割当による新株予約権の割当てを行っている場合、又は当該新株予約権の行使による株式の交付を行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当又は交付を受けた者について、担当J-Adviserに対して以下の各事項について、書面により確約を行わせるものとされております。
  - ① 割当又は交付を受けた株式及び新株予約権(以下「割当株式等」という。)について、割当又は交付を受けた日から上場以後6か月を経過する日(割当株式等の割当又は交付を受けた日以後1年間の経過していない場合には、当該割当又は交付を受けた日から1年間を経過する日)までの継続保有。
  - ② 割当株式等を譲渡する場合はあらかじめ新規上場申請者に書面により通知するとともに、事後において新規上場申請者にその内容を報告すること。
  - ③ その他同取引所が必要と認める事項。
- (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2020年12月31日であります。
2. 同規程施行規則第107条の規定に基づき、当該割当て又は交付を受けた株式及び新株予約権を、割当て又は交付を受けた日から上場日以後6か月間を経過する日(割当株式等の割当て又は交付を受けた日以後1年間を経過していない場合には、当該割当て又は交付を受けた日から1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 株式の発行価額及び行使に際して払込みをなすべき金額は、時価純資産価額法により算出された価格により決定しております。
4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	1,250円
行使期間	2022年10月1日から 2030年9月30日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第5発行者の状況 1株式等の状況(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

5. 退職者等により、従業員8名1,200株の権利が喪失しております。

## 2 【取得者の概況】

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格 (単価) (円)	取得者と発行者と の関係
蓮尾 康代	京都府京都市 伏見区	会社役員	2,400	3,000,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
小林 一彦	京都府京都市 伏見区	会社役員	2,400	3,000,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
中村 勝美	京都府京都市 伏見区	会社役員	900	1,125,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
西園 陽一	京都府宇治市	会社役員	900	1,125,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
小島 一峰	京都府宇治市	会社役員	700	875,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
入野 公一	京都府京都市 山科区	会社役員	200	250,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
豊永 月生	京都府京都市 北区	会社役員	200	250,000 (1,250)	特別利害関係者等 (当社の監査役)
従業員 131 名		会社員	20,600	25,750,000 (1,250)	当社及び子会社 従業員

(注) 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。

## 3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

### 第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社 HFG ※1, 3	京都府京都市伏見区竹田 浄菩提院町 98	540,000	49.62
蓮尾 拓也 ※1, 2	京都府京都市伏見区	520,000	47.78
蓮尾 康代 ※4, 5	京都府京都市伏見区	2,400 (2,400)	0.22 (0.22)
小林 一彦 ※4	京都府京都市伏見区	2,400 (2,400)	0.22 (0.22)
中村 勝美 ※4	京都府京都市伏見区	900 (900)	0.08 (0.08)
西園 陽一 ※4	京都府宇治市	900 (900)	0.08 (0.08)
小島 一峰 ※4	京都府宇治市	700 (700)	0.06 (0.06)
大町 幸三郎 ※6	京都府京都市北区	700 (700)	0.06 (0.06)
松田 健治 ※6	京都府宇治市	700 (700)	0.06 (0.06)
佐藤 宏和 ※6	京都府久世郡久御山町	600 (600)	0.06 (0.06)
植田 馨 ※6	京都府京都市山科区	600 (600)	0.06 (0.06)
中村 勇 ※6	京都府京田辺市	500 (500)	0.05 (0.05)
小國 町子 ※6	京都府京都市伏見区	500 (500)	0.05 (0.05)
三浦 孝典 ※6	京都府京都市西京区	500 (500)	0.05 (0.05)
御幸 大督 ※6	京都府京都市伏見区	500 (500)	0.05 (0.05)
大畑 卓也 ※6	京都府八幡市	400 (400)	0.04 (0.04)
竹村 信隆 ※6	京都府宇治市	400 (400)	0.04 (0.04)
宇都宮 勲 ※6	京都府八幡市	400 (400)	0.04 (0.04)
今井 武 ※6	滋賀県大津市	400 (400)	0.04 (0.04)
竹原 佳子 ※6	京都府京都市伏見区	400 (400)	0.04 (0.04)
彦坂 佳那 ※6	京都府宇治市	400 (400)	0.04 (0.04)
角谷 勇 ※6	京都府福知山市	300 (300)	0.03 (0.03)
田中 拓朗 ※6	京都府長岡京市	300 (300)	0.02 (0.02)
中村 忠雄 ※6	奈良県大和郡山市	300 (300)	0.03 (0.03)

太田 真也 ※6	大阪府大阪市住之江区	300 (300)	0.03 (0.03)
輪木 忠保 ※6	京都府宇治市	200 (200)	0.02 (0.02)
上野 徹 ※6	京都府京都市伏見区	200 (200)	0.02 (0.02)
菊地 大理 ※6	滋賀県大津市	200 (200)	0.02 (0.02)
池田 光伸 ※6	大阪府高槻市	200 (200)	0.02 (0.02)
安部 広高 ※6	滋賀県大津市	200 (200)	0.02 (0.02)
入野 公一 ※4	京都府京都市山科区	200 (200)	0.02 (0.02)
豊永 月生 ※4	京都府京都市北区	200 (200)	0.02 (0.02)
橋本 公則 ※6	京都府宇治市	200 (200)	0.01 (0.01)
石川 貴之 ※6	京都府宇治市	200 (200)	0.02 (0.02)
井上 潔一 ※6	京都府京都市北区	200 (200)	0.02 (0.02)
細川 直行 ※6	京都府京都市伏見区	200 (200)	0.02 (0.02)
松原 しお ※6	京都府京都市右京区	200 (200)	0.02 (0.02)
重田 友美 ※6	京都府京都市伏見区	200 (200)	0.02 (0.02)
所有株式数 100 株の株主 102 名 ※6		10,200 (10,200)	0.94 (0.96)
計	—	1,088,300 (28,300)	100.00 (2.60)

- (注) 1. 特別利害関係者等 (大株主上位 10 名)  
2. 特別利害関係者等 (当社の代表取締役)  
3. 特別利害関係者等 (当社代表取締役の資産管理会社)  
4. 特別利害関係者等 (当社取締役)  
5. 特別利害関係者等 (当社代表取締役の配偶者)  
6. 当社及び子会社従業員  
7. ( ) 内は、新株予約権による潜在株式数及びその割当であり、内数であります。  
8. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

# 独立監査人の監査報告書

2021年8月31日

株式会社五健堂  
取締役会御中

PwC京都監査法人  
京都事務所

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

高田 佳和

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

安本 哲宏

## 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社五健堂の2020年4月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社五健堂及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の事項

会社の2020年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は監査されていない。

## 連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上